

中大法曹

2019.05

No.29

特集1 講演

弁護士の有能さ
(コンペテンシイ, competency) を
考える

特集2 講演

～倒産：事業再生の
新しい流れ～



中央大学法曹会



平成29年 司法試験合格祝賀会 (2017年10月26日)



講師の伊藤鉄男先生を囲んで



司法修習生と大谷幹事長

平成29年度 第3回常任幹事会
拡大幹事会講演会及び新年会 新法曹(70期) 歓迎会 (2018年1月14日)



全体集合写真



講師のNHK解説委員副委員長長島敏男氏を囲んで



若手法曹向けパネルディスカッション
スペシャリストとしての分野開拓と実務
(2018年3月20日)



平成29年度 第4回常任幹事会 拡大幹事会及び平成30年度 定時総会
中央大学法曹会叙勲受章者 栄進者披露懇談会 (2018年5月16日)



中央大学技術士会との交流会
(2018年5月17日)



若手法曹修習生司法試験受験終了者向け
パネルディスカッション
進路選択の動機 きっかけ (2018年7月13日)



平成30年 第1回常任幹事会 拡大幹事会
加藤新太郎先生による講演の様子 (2018年8月3日)



平成30年第2回常任幹事会 拡大幹事会
講演者の小林信明先生 (2018年11月21日)



行政書士会との交流会 参加者によるグループセッション (2018年11月28日)



中央大学ホームカミングデー無料法律相談会
(2018年10月07日)



社会保険労務士白門会との交流会 (2019年2月08日)

都心移転決まる！	中央大学常任理事	林 勘市	2
中央大学法曹会の会長就任に当たって	中央大学法曹会会長	神 洋明	4
中長期事業計画の遂行に向けて	中央大学理事長	大村 雅彦	5
(Chuo Vision 2025 and Beyond)の構築を！	中央大学総長	酒井正三郎	6
再転換の法曹養成制度と都心キャンパス整備	中央大学学長	福原 紀彦	7
一貫的な法曹養成制度	中央大学法務研究科長	小木曾 綾	8
法学部の都心移転と法曹一貫教育の推進	中央大学法学部長	星野 智	10
中大法曹 同窓会平成30年度活動報告	中央大学法科大学院平成30年度同窓会会長	富澤 章司	11
いよいよ重きを増す中大法曹会の役割	中央大学法曹会前幹事長	大谷 隼夫	13

特集

特集
1

【講演】弁護士の有能さ(コンペテンシィ, competency)を考える

講演者 中央大学大学院法務研究科教授・弁護士 加藤 新太郎 先生 _____ 15

特集
2

【講演】～倒産:事業再生の新しい流れ～

講演者 弁護士 小林 信明 先生 _____ 25

学生支援活動

中央大学法曹会奨学金制度について	_____	32
中央大学法曹会賞について	_____	33
法廷傍聴	_____	35

委員会活動報告

人事委員会活動報告書	人事委員会委員長	山崎 司平	36
法職教育検討委員会活動報告	法職教育検討委員会委員長	中井 淳	37
大学問題委員会活動報告書	大学問題委員会委員長	石渡 光一	38
交流委員会活動報告	交流委員会委員長	内藤 貴昭	40
若手会員活動委員会活動報告	若手会員活動委員会委員長	根岸 清一	41
広報委員会活動報告	広報委員会委員長	横井 弘明	42
会則検討委員会活動報告書	会則検討委員会委員長	元木 徹	43
機構改革特別実行委員会活動報告	機構改革特別実行委員会委員長	森 徹	45
平成29年・30年度事業・活動報告	中央大学法曹会事務局長	森田 憲右	46

資料

中央大学法曹会会則	_____	54
中央大学法曹会執行部・役員・委員会名簿(平成29・30年度)	_____	67

編集後記	_____	71
------	-------	----

都心移転決まる！

中央大学常任理事 林 勘市



日本全国5,000名を超える中央大学法曹会の皆さま、昭和26年に法曹会が設立して以降68年間、一貫して中央大学の発展のため、物心両面にわたり多大なご貢献を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、正に時は今。この5月1日、「令和」の新時代が始まりました。中央大学も、今年に入って、日本中から世界中から優秀な若者が集う魅力あふれる大学をめざし、中長期事業計画CHUO VISION 2025に定めた、①複数の新学部の開設、③多摩キャンパスのグローバル化推進、②法学部の後楽園キャンパスを中心とした都心移転によるロースクールとの一体的展開、④スポーツ振興・強化、等の諸事業の実施に向けて、大きく、そして力強く、前進し始めました。中央大学が現在取り組んでいるキャンパス整備の進捗状況を報告します。

世界に存在感のある大学をめざして、法学部の都心移転を含む中長期事業計画を定めたのが2015年10月です。それ以来、3年半にわたり多摩キャンパス及び都心キャンパス整備計画の策定と実行に向け取り組んできました。当初は、後楽園キャンパスの容積率アップを行政に求めて法学部・ロースクール棟の建設を構想し、そのために必要な地域貢献策の実現に向けて1年半ほど精力的に取り組みましたが、時間と費用が想定以上にかかることが判明したため、2017年10月に作業を一時凍結し、他の都心候補地への移転も視野に入れて再検討を始めました。

2018年5月、東京への学生の集中を抑制する目的で今後10年間23区外からの移転も含め23区内学生定員の増加を原則として認めないとする法律が成立しました。そのため、同法の経過措置として例外的に認められている移転の条件（法律の施行前の同年9月末までに、①法学部移転の時期、場所、学生数を特定して理事会で決定し、②それを社会に公表し、③移転予定地の取得又は建物建設等のための支出をしていること）に適合する移転計画を早急に策定し実行しなければ、悲願の法学部都心回帰は今後10年間不可能となるどころでした。

そこで、タイトな時間しか残されていない中、何としても法学部の都心移転を実現しようと堅い決意

で臨み、6月中に法人執行部において法学部及び関係諸機関の意見を聞きながら移転計画を取りまとめ、7月の各教授会で審議し、一部の教授会で反対決議がなされたが、8月24日に福原学長が教学の意思を取りまとめて移転計画に賛意の答申をし、翌25日に臨時理事会で決定し、同月末に社会への公表及び設計会社と移転候補地に建設する建物の設計監理契約の締結にこぎつけ、なんとか前記の3条件をクリアすることができました。

理事会で決定された移転計画の内容は、2023年に文京区大塚1丁目（地下鉄丸ノ内線茗荷谷駅前の都有地7,255㎡）の新校地に法学部2年～4年生を、2024年に後楽園キャンパスに法学部1年生を移転する（第1案）、ただし、大塚1丁目の新校地が確保できなかった場合は、2023年に駿河台校地に法学部1年生を、2024年に後楽園キャンパスに法学部2年～4年生を移転する（第2案）、というものでした。第1案のほうが望ましい移転計画であることは言うまでもありません。法学部の都心移転が成功するかは、大塚1丁目の新校地が確保できるか否かにかかっていました。

大塚1丁目の土地は東京都交通局所管で、40年間（都が了承すれば更に10年間延長が可能）の定期借地人を公募し、応募者提案の公募条件適合性、応募者の信用力、応募者提示の借地料価格の総合評価で決定するとしており、ホテル、マンション業者の応募は不可だが店舗やオフィスビル開発業者の応募は可能とのこと。現地説明会には10社以上の法人、中には名立たる大手不動産デベロッパーも関心を寄せて参加していましたので、強力な応募者を相手の価格競争が予想されました。そこで、本学も、都心での不動産開発に定評のある大手不動産会社にコンサルを依頼し、直前まで他の応募者の動静に注意を払い情報収集に努めました。11月、予想される応募者の借地料価格のゾーンを予測しつつ、本学の財政力を勘案し、予測ゾーンの中の最低に近い価格で応札しました。

落札できるか確信が持てず不安な日々を過ごしていたので、12月下旬、都交通局から中央大学を定

期借地人とすることに内定したとの通知が届き、本当に安堵しました。今年の正月は箱根駅伝往路1区、2区で中央大学の中山選手と堀尾選手がトップを並走する活躍も見られ、心が踊る良い正月を過ごせました。

2023年度に法学部2～4年生が移転する茗荷谷キャンパス予定地は、丸ノ内線茗荷谷駅改札口出て徒歩1分以内の春日通りに面した駅前にあります。お茶ノ水女子大、跡見学園、拓殖大学、筑波大学東京キャンパスに囲まれた落着きのある学生街で、近くには広い教育の森公園や桜並木で有名な播磨坂など学生の憩える場所もあって、絶好の立地です。後楽園キャンパスとは春日通りで直結しており、丸ノ内線で1駅、都バスも利用でき、徒歩も可能で、キャンパス間の移動が便利です。

茗荷谷キャンパス予定地には地上8階・地下2階延床面積3万3,900㎡の建物(そのうち2,000㎡は文京区コミュニティ施設、保育所、郵便局等に有料賃貸)の建設を計画しています。既に借地契約を終え4月から本学の管理地となっています。また、2024年度には後楽園キャンパス内の東南角(テニスコートがある場所)に法学部1年生が移転する建物の建設を計画しています。建物の設計はこれからですが、これら2つの法学部の新建物は、中央大学が英国ロンドンのミドルテンブル(法曹院)由来の英吉利法律学校を起源とし、日本銀行本店や東京駅などを設計した著名な建築家辰野金吾氏が設計したと言われる赤レンガの英吉利法律学校、その後の駿河台校舎時代の輝かしい伝統と実績を彷彿させるよう、往時の意匠の一部を継承した外観を考えています。

そして、法学部の都心移転の一番の狙いであるロー&ローの一体的展開の実現に関しては、今年の法学部1年生から、3年終了時にロースクールに進学できる「3+2」法曹養成コースもスタートしますので、この機会を逃さず、「炎の塔」の法職・学研連研究室で司法試験の早期合格をめざして頑張っている優秀な学生の多くが本学ロースクールに魅力を感じて進学し一体的展開の効果があがるよう、法学部移転に合わせてロースクールとビジネススクールを駿河台に移転させる方向で、記念館の建替えも視野に入れて検討を進めているところです。

4月現在においては、茗荷谷キャンパスの新建物と後楽園キャンパスの新建物に、法学部と大学院(研究者コース)、通信教育部、法職・学研連、日本比較法研究所など法学系諸機関をどのように配置するか、建物の用途とフロアプランについて関係機関と協議を続けています。

これらの計画を実施するためには、中長期事業計

画で想定した多摩キャンパス整備100億円、都心キャンパス整備400億円の事業費のうち、計画にかかる都心整備費の概算が想定を超えて膨らみ気味のため、できる限り想定範囲内で収まるよう工夫すると共に、相当高額に上る事業費について財政面の裏付けが必要となります。施設拡充・減価償却積立金の取崩し、私学振興共済事業団からの借入れ、学員・教職員・企業からの寄付金で事業資金を調達するほか、年間予算の収支改善策を可能な限り企画実行することが求められます。

こうした状況からすると、中長期事業計画を実行するためには、事業費の調達先として当てにしている100億円の寄付金目標額の達成は必須といえます。そうであれば、そのうち法曹会・学研連に要請される寄付金額は、法学部の都心移転の実現という中大法曹にとって最も重要な事業であること、茗荷谷の新建物内に法職・学研連フロアを十分確保するには相応の負担に応える必要があること、これまでも法曹会・学研連は中央大学を支える責任団体としての重要な役割を担ってきたことなどに鑑みると、合計20億円レベルと想像されます。

寄付金目標額と募金活動の方策については、これから中大法曹会・学研連の各委員会で検討されることとなりますが、私も両団体に所属し、中大法曹会募金実行委員長を拝命していますので、その立場から、法学部の都心移転が具体的に動き出したこのタイミングで、募金活動を活発化させ、全力で大学を支えて行きたいと考えています。皆さまのご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

新しき世のあさぼらけ。自由の天地ぞ展けゆく〜。2019年度法学部等入学式に列席し校歌を歌いながら、正に時は今、多摩キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス、茗荷谷キャンパス、後楽園キャンパス、そして駿河台へと、胸に血潮の高鳴りを感じながら、キャンパス整備への想いを馳せていました。校歌の一節“いざ起て友よ時は今”を口ずさみながら、全国5,000名を超える我ら中央大学法曹の皆さまと力を合わせ、我が母校中央大学の輝かしい未来のために共に頑張りましょう！

中央大学法曹会の 会長就任に当たって



中央大学法曹会会長 神 洋明

1 私は、大谷隼夫幹事長の下で、2017年度・2018年度の中央大学法曹会(以下「中大法曹会」という。)の副幹事長(一弁所属)を務めさせていただきました。

会則改正によって、2019年度からは「幹事長」の名称を「会長」とすることになりました。2019年度・2020年度の中大法曹会執行部は一弁が主たる担当会となるため、この5月31日からは私とその会長職に就任しますので、その就任に当たって、ひとことご挨拶申し上げます。

2 中大法曹会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする団体であるところ、その会員数は、現在、中央大学法学部及び中央大学法科大学院出身の弁護士、裁判官、検察官を含めて約5,000人に及んでいます。

この2年間の中大法曹会副幹事長を経験して感じたことは、一昔前に比べれば、各種委員会も増加し、一部には活発な活動もみられますが、会員の多くが中大法曹会の会員としての意識を有しているのかという疑問でした。

40年ほど前までは、いわゆる「司法試験受験のための塾」というものがなく、それだけに中央大学では学研連の研究室が司法試験合格に果たしてきた役割が大きく、その研究室を介することによって司法試験合格者の中央大学に対する帰属意識は根強くありました。しかしながら、その後「司法試験受験のための塾」が増え、近時では、中央大学法学部出身者にもかかわらず他大学の法科大学院で学ぶ者も多くなり、さらには「予備試験受験のための塾」も現れたことなどの受験環境の変化が生じ、司法試験合格者の母校中央大学に対する帰属意識を希薄化させてきたものと思われます。

3 このような中であって、中大法曹会では、近時、会員のために、積極的に、有意義な講演会や白門会支部等の各士業との交流会を通じての実務に役立つ各種講演会や学習会を企画してきましたが、これらの企画に参加する若手会員が多いとは言えず、執行部から動

員をかけて参加者を集めるということも少なくありませんでした。

こうしたことに対応するために、中大法曹会は、大谷執行部の下で、若手会員がスマートフォンから中大法曹会のホームページにアクセスできるようにするなどの広報活動に努めてきましたが、まだまだ不十分です。

私としては、会長就任後は、会員に対して、改めて、中大法曹会の存在とその有意義性をさらにさまざまな形で広報したり、趣味を通じた親睦を深める委員会を創設して活動したりして、学研連の研究室出身者の会員だけでなく、私のような所属団体を持たない会員も含めて、より多くの会員が参加できる活発な法曹会にできないかと考えているところです。

4 折しも、政府は、本年2月、法曹志願者の減少を食い止めるため、法科大学院と司法試験の改革を進め、法学部から最短で5年目で司法試験の受験資格を与える「法曹コース」(学部3年+法科大学院2年)の創設や法科大学院在学中の司法試験の受験も認める関連法の改正案を国会で成立させようとしています。法学部で育てた有能な学生が他大学に流れることなく、一つの大学で法学部と法科大学院が有機的に一貫教育をすることが期待されています。

また、中央大学が多摩に移転してから40年が経過し、法学部の都心展開の方向がみえてきました。昨年暮れには文京区大塚一丁目に学校敷地用地が決まり、後楽園キャンパスへの移転計画が進もうとしています。そして、2023年度からは移転が始まります。法学部と法科大学院の一貫教育は、「法科の中大」を改めて認識させ、その出身者に対してより強い母校中央大学への帰属意識を強めることになることを期待したい。

中大法曹会としても、この機会をとらえて、母校中央大学と連携して、法曹会そのものの更なる活性化を目指していきたいと思っています。

いよいよ飛躍のとき



中央大学理事長 大村 雅彦

「中大法曹」に執筆の機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、今年のスポーツの話題です。正月の箱根駅伝の結果は惜しくも11位、シード権にあと一歩届きませんでした。しかし、昨年に比べれば、着実に向上していますので、選手たちの健闘をたたえるとともに、来年に向けて大いに期待したいと思います。そして、3月の東京マラソンでは、箱根の花の2区で健闘した堀尾謙介君(4年生)が日本人選手としての最高位である5位に入り、学生として初のMGC出場資格を得て、東京オリンピック出場の可能性が出てきました。これは快挙であります。卒業後の彼の活躍を応援したいと思います。

さて、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は、2019年度に4年目を迎えました。私はいろいろな機会に書いていますが、従来の伝統にあぐらをかくことなく、大胆な刷新によって新たな伝統を形成することが、「世界に存在感のある大学」の形成につながります。しかし、頭の中でただ考えるだけでは何も変わりません。実行に向けて一歩踏み出す勇気が必要です。「Chuo Vision 2025」で描いた青写真をお蔵入りさせるわけにはいきません。そういう思いで、理事長就任後2年間やって参りました。おかげさまで、計画の具体化が徐々に進んでいます。

昨年12月には、多摩キャンパスにおいて、グローバル館(仮称)と国際教育寮の建設に着工しました。本年は、引き続き、学部共通棟の着工を予定しています。これにより、多摩キャンパスではグローバル化をより強く推進していきます。

また、昨年12月末には、法学部の都心移転計画が具体化に向けて大きな一歩を踏み出しました。昨年初めには都心の学生定員を増やすことを禁止する法案が出てきて大逆風かと思われましたが、すでに公表している移転計画を法律であとから潰すようなことは不当であるという信念で酒井総長とも一緒に働きかけを行った結果、例外規定が組み込まれました。この例外の基準を満たすべく検討を重ね、文京区大塚一丁目の

都有地の定期借地権の公募に狙いを定めて、首尾よく落札することができました。新キャンパス予定地は約7,000㎡、フロア面積30,000㎡超の建設が可能です。地下鉄丸ノ内線茗荷谷駅から徒歩30秒、周辺は大学が多く点在する文教地区であり、丸の内線で東京駅から11分という好立地です。茗荷谷-後楽園-お茶の水という、丸の内線上の3つの校地の間で有機的な連携を図ることができます。中大ロースクールも市ヶ谷からこのラインの上に移設して、法曹養成に関して法学部との連携を図るべきであると考えています。法学部の移転は2003年度からと想定しています。

新学部については、本年4月、多摩キャンパスにおいて国際経済学部を、市ヶ谷田町キャンパスにおいて国際情報学部を開設することができました。定員規模はそれぞれ300人と150人という小さな学部ですが、社会のニーズを捉えたコンセプトを持つためか、おかげさまでそれぞれが6,000人の志願者を集めることができました。これは、将来のさらなる展開を感じさせます。

このように中長期事業計画は、法学部の都心移転によって本学の「体幹」を強化し、都心における存在感を高めるとともに、新たな学部を加えて「総合大学」として豊かな花を咲かせ、中央大学の面目を一新し、故阿部三郎理事長が唱えられた「世界に存在感のある大学」をめざすものであると、私は考えています。

国際関係に目を向けますと、昨今は、国家間の関係がギスギスとした対立に陥りやすい状況です。しかし、そういう時代だからこそ、「Chuo Vision 2025」に謳われた国際交流・グローバル化やスポーツの振興・交流を通じて、留学生を含む本学学生と教職員・卒業生が草の根レベルで国際的な活動を行うことが、国際平和の維持のためにもきわめて重要であるといえます。

以上のように、中長期事業計画は広い視野から本学の社会的役割を見据えたものです。中大法曹会の皆様には、とりわけ「法学部の都心移転」に対するご理解をお願い致しますとともに、母校の発展のために倍旧のご支援とご寄付を心からお願い申し上げます。

〈Chuo Vision 2025 and Beyond〉の構築を！



中央大学総長 酒井 正三郎

中央大学法曹会の皆さま方におかれましては、日頃より中央大学に対して、暖かいご支援、ご協力を賜っておりますこと、大学を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。とりわけ、本学法学部ならびに法科大学院の教育・研究活動に対しては、一方ならず大変お世話をいただいております。

さて、この度は「中大法曹」へのご寄稿についてお声かけをいただき、誠にありがとうございます。せっかくの機会でありますので、現在法人と教学が一体となり、文字どおり〈One Chuo〉のもと全学を挙げて推進してきております「中央大学中長期事業計画〈Chuo Vision 2025〉」について、とりわけ「キャンパス整備計画」と「学部の改編・創設構想」を中心に、その進捗状況と今後の課題について簡潔に紹介し、あらためて皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。存じ上げる次第です。

まず、「キャンパス整備計画」についてですが、2023年度に予定される法学部の都心展開については、2018年12月にその用地確保（文京区茗荷谷）の目処が立ち、後樂園キャンパスや駿河台記念館等の整備・充実と併せて、都心施設の一体的再開発の検討作業が急ピッチで進行中です。他方、多摩キャンパスにおいては、2020年度に「国際教育寮」と「グローバル館」、2021年度に「学部共通棟」（建物の名称はいずれも「仮称」）のそれぞれが供用開始を目ざして建設計画が進められているところです。

また、学部の改編・創設についても、本年度4月1日より「国際経営学部」と「国際情報学部」の2学部がスタートしました。本学として実に26年ぶりとなる新学部は、社会、受験界からも非常に好意的に迎えられ、今般実施の第1期生の入試では、私どもの予想をはるかに超える1万2000名余（両学部計）の志願者が集まりました。

あらためて申すまでもなく、中長期事業計画にとって、この2、3年は、中盤の大変大事な時期にあたっております。陸上競技の三段跳びに例えれば、ホップ、ステップ、ジャンプのステップの段階であり、次の大ジャンプに向けて、力を蓄えながらも、姿勢をゆるがすことなく前へ進む。この時期が、将来の飛躍に向けての非常に重要な鍵を握る段階であると認識しています。

同時に、本年からの数年間は、中長期事業計画のその先、〈Chuo Vision 2025 and Beyond〉についても意識していかなければならない年であると思います。その点で、指針とすべき大きな示唆を与えているものが、昨年秋（11

月26日付）に文科省中央教育審議会が出した、いわゆる中教審答申「2040にむけた高等教育機関のグランドデザイン」です。そこでは、現在のわが国の18歳人口120万人が、2040年には88万人（約7割強）になり、大学進学者も現在の63万人から51万人（約8割）に減少していく。一方、眼を世界に転じると、現在76億人の世界の総人口は将来にわたって増加を続け、高等教育のマーケットも着実な拡大基調をたどっていく。このような現実をふまえて、わが国の高等教育機関、とりわけ大学がどう変わるべきかというその方向性が提言されています。

すなわち、今後は本学にとっても、高等教育のボーダレス化、多様化は避けられない現実であり、留学生の受け入れや、社会人リカレント教育への積極的な対応策を真剣に準備していかなければならない段階に、今差しかかっているということです。こうした新規マーケットでは、判断材料の一つとして「世界の大学ランキング」などが使用されるケースも多く、たとえば昨年9月26日に発表された、イギリスのタイムズ・ハイヤー・エジュケーション・ランキングでは、本学は全世界で1001+にランクされていますが、これをいかにしてランクUPし、世界の中で選ばれる大学になっていくか、その為に限られた希少資源を、いかに効率的に使用していくか、本学にとって、こういった点を意識した改革が、今後ますます必要になってくるということでもあります。

中央大学が今後「実地応用の素を養う」という建学の精神を掲げて、世界に存在感のある大学を目指して躍進を続けていくためには、先ずもって眼前にあるこの中長期事業計画の完遂が基本的な条件であり、実現しなければならない必須のものです。その遂行途上においては、あらためまして皆さま方には大学へのご支援、ご協力等をお願いに上る機会もあろうかと存じますが、その節にはぜひ倍旧になるご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、中央大学法曹会のますますのご発展、ご関係の皆さま方の一層のご健勝、ご活躍を心より祈念をいたしまして、私のご挨拶といたします。

再転換の法曹養成制度と 都心キャンパス整備



中央大学学長 福原 紀彦

法曹養成制度の改善を目指す新法は、本年4月の法学部新入生からの適用が予定されている。新法の趣旨は、法曹資格を得るために法科大学院を経るルートで必要な年限を短縮できるようにして、予備試験ルートに流れる傾向が強まった現状を改め、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成課程の再構築を目指すことにある。その内容は、すでに各方面で紹介されているが、主要な部分は二つに集約できる。

一つは、法科大学院課程に接続する法学部課程に2年次から「法曹コース（連携法曹基礎課程）」を新設し、法曹コースを履修した一定の学生は、法学部を3年間で早期卒業して、法科大学院の2年間の法学既修者コースに進学することができるという、いわゆる3+2のルートの新設である。このルートには、特定の法科大学院との連携が文科省によって認定された特定の法学部の法曹コースを履修した場合に、当該法科大学院入学時の法律科目試験による既修者判定が不要となる「連携型」と、その連携の認定がなくても、各法科大学院入学時の法学既修者判定を経て、それぞれの法科大学院の既修者コースに接続する「開放型」が予定されている。法学部教育と法科大学院教育との円滑な接続を可能にするものであるが、このコースの定員は、連携型が法科大学院の定員の4分の1まで、開放型が法科大学定員の4分の1までと制限され、最大で2分の1までとすることが予定されている。

現行制度では、法学部教育が必ずしも法曹養成に向けられていなくても、法科大学院入学時に法曹としての適性や法学既修者としての判定を行うことで、法科大学院から法曹養成を本格化する設計になっており、法学部在籍中に、より専門的に法律学を学んだ者にとっては、法科大学院の入試や教育課程が迂遠と見えて、予備試験ルートを早くから選択する傾向が強まっていた。しかし、理論と実務を架橋する法科大学院教育が、多様な社会問題を法的に解決するための素地を養ってきたことは、遺却されてはならない。法科大学院制度の趣旨を維持しつつ、現実的な不便さを払拭するために、この度の3+2の新制度が設けられたことは、妥当である。また、法学部教育に法曹養成基礎課程の任務を明確にしたことは、わが国に独自の法曹養成制度を再設計する上で、有益な選択肢といえる。また、法科大学院を廃止した大学でも、法学部において法曹養成機能の一部を担う上で、法科大

学院教育で培われた手法を活用できることになる。しかし、他方で、法学部と法科大学院との連携が、同一大学内で完結する場合には連携型の認定を受けやすいが、別の大学間で行われる場合には、連携型で相手方が複数に及ぶことには制約が多く、開発型での接続となることが多いであろう。この点、有力な他大学の法科大学院へ進学する者も多い本学法学部が、本学法科大学院との連携基礎課程を設計しつつ、他の法科大学院とどのように連携するかが、大きな課題となる。

もう一つの内容は、法科大学院の最終学年在籍中に、一定の要件のもとに修了見込みで学長が認定した者が司法試験を受けることができるようになることである。前者の3+2のうちに司法試験に合格して、直ちに司法修習を行うことができるようになり、現行制度より2年近く所要の期間が短縮されることになる。法科大学院修了後の司法試験受験までと、司法試験受験後に合格して司法修習に入るまでの現行のギャップタムを解消できることは、無駄な期間を排して無用な身分を設けなくて済む。しかしながら、法学部入学から最短4年半程度で、司法試験を受験することになり、受験科目に選択科目も維持され、その間に一定の実務教育も期待されるとなると、大学教育が受験勉強一辺倒になりかねない。リベラルアーツやグローバル化に対応する教養教育の機会を確保し、法曹としての豊かな資質を磨く機会をどのように設けていくかが課題となる。

いつの時代にも、わが国の法曹養成をリードしてきた中央大学の法学教育が、この新しい法曹養成の制度をも組み入れて、いっそうの発展を遂げるためには、制度面のソフトと施設設備面のハードとを上手く調整して、キャンパス整備を進めなければならない。まさに、今次の都心キャンパス整備の要は、そこにある。都心での法科大学院と法学部の連携が十全に行える制度と施設設備をどのように整備するのか、多摩キャンパスでの炎の棟の役割をどのような制度と設備にして都心へ移すのか、資金的裏付けはどうするのか、待ったなしの課題を、多くの知見と叡智を結集して、解決しなければならない。

日頃、中大法曹会より賜っている御高配に対し、あらためて感謝の意を表し、引き続き、現下の事情をご賢察の上、何卒よろしくご指導ご鞭撻を賜るよう御願ひ申し上げます。

一貫的な法曹養成制度



中央大学法務研究科長 小木曾 綾

2004年に創設された法科大学院制度は、今、おそらくこれが最後の大きな制度変更を迎えようとしています。

本稿執筆時点（3月）で、政府は、法学部を3年で早期卒業した学生を法科大学院の既修者として受け入れ、法科大学院の2年目（3年次）在学中に司法試験を受験できることとする制度を導入するための法案を今国会で成立させようとしています。その目的は、法学部と法科大学院の教育の一貫性を強化するとともに、法曹資格を得るまでの時間を短縮し、予備試験ルートに流れている法曹志願者を法科大学院に引き戻すことにあります。法学部は「法曹コース」を設置し、法科大学院と協力して両者の教育を円滑に接続する教育を行い、法科大学院は連携先の「法曹コース」の修了予定者を対象にいわゆる推薦入試を含む特別な入学者選抜を実施して、法学部と法科大学院における一貫的な教育を促進するというのです。

法曹を志す法学部生が仮に4年生で予備試験を受験し、これに受ければ卒業年に司法試験を受験、合格すれば翌年秋から司法修習に入るというルートと比べると、法科大学院の既修者コース進学者は、法学部4年、法科大学院2年、修了年に司法試験に合格すればその秋から修習ということになり、予備試験ルートより余計に時間がかかります。そこで、上に述べた早期卒業と在学中受験を組み合わせると、学部3年、法科大学院の2年目で司法試験受験、翌年修習となって、学部入学からの期間が予備試験ルートと同じになります。これには、法科大学院修了が3月、司法試験受験が5月、その結果発表が9月、司法修習開始が11月という隙間のあいた現行の日程を改める狙いもあります。

これは、短期間でしかも大手事務所等に就職しやすいと巷間言われる予備試験ルートに流れる法曹志願者を、予備試験には手をつけずに、法科大学院に

引き戻そうとする試みです。学部3年、法科大学院1年半で司法試験に合格する力をつけさせようというので、負担軽減のため司法試験から選択科目を除くという案すら示されたことから、業界内では大きな議論になりましたが、選択科目は維持される方向です。

このような変更の是非をここで論評する余裕はありませんが、現行の司法試験は、基本的には旧司法試験と同様に、法理論を具体的事実にあてはめてどのような結論を導くかを問う内容で、旧試験に比べると事例がはるかに具体的で複雑になっています。司法試験がこのスタイルのままで、法科大学院在学中の受験が実現することになると、法科大学院教育はますます試験対策、予備校化を強いられ、当初の理念から一層離れてゆくことになるでしょう。そこで、司法試験のスタイルも、今のように複雑な事例解決を問うより、基本的な能力が備わっているかどうかを見ることに限定した内容に変えるべきである、という意見が有力になっており、私はここに、ある種の活路を見出す余地があるように思います。

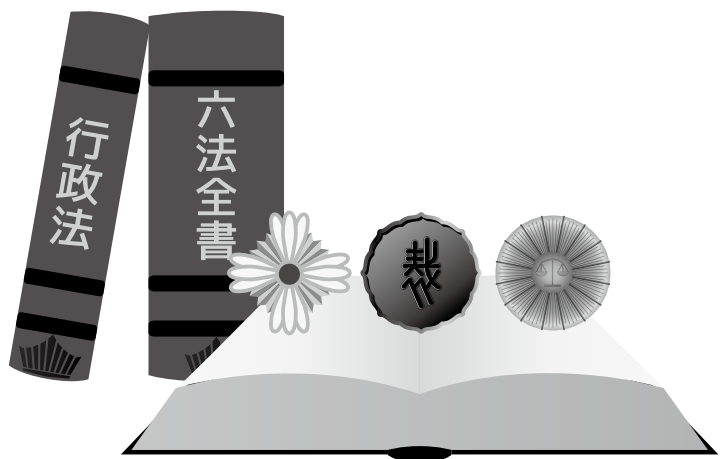
当法科大学院では、この9月に、大学の名の由来となったと言われているロンドンのミドルテンブルに学生を一週間派遣して、イングランドの法曹教育の一端に触れさせるプログラムを実施すべく準備を進めています。今年のプログラムがたまたま刑事訴訟であるため、私が学生を引率する予定ですが、その際、このプログラムを次年度以降も継続し、派遣対象を学部生や若手弁護士に拡大するとともに、内容も民事訴訟を加えて弁論術のトレーニングを受けるプログラムの展開をミドルテンブル側に打診したいと考えています。資金等、諸条件を整える必要がありますが、ご注目いただきたいと思います。

当法科大学院が抱える問題は、競合校との間での法曹志願者の獲得合戦に負けていることです。これに対処するのに、まず、入学者選抜を厳格化し、定

員充足率を捨てて、一定の成績以下の受験者を不合格とすることとしました。しかし、全国の法曹志願者が増加しない状況下では、入学者を絞っても成績上位者が増えるわけではなく、また、それだけで本学法学部の成績上位者が他学に流出する状況が大きく改善するわけではありません。法曹志願者は、法科大学院選択に当たって、修了一年目の合格率に注目しており、当法科大学院においてもこれを伸ばす必要があるわけですが、私どもは、入学者がある程度のポテンシャルをもっていれば、教育課程を通じてこれを司法試験に合格させる教育力は他学より優れていると自負しており、このことは、入学者選抜の上位層が抜けても一定の合格者を出してきたこれまでの実績に示されています。

ポテンシャルの高い学生を確保することが当法科大学院の喫緊の課題というわけですが、そこで、法学部の都心展開と法科大学院の近接地への移転、上述の制度変更による法学系の一貫的な教育の強化政策が、課題解決のきっかけになり得ると考えています。

ちなみに、2018年度は125名が入学手続き、ここから30名の辞退者が出て入学者は95名になりましたが、2019年度に関しては、143名が手続き、112名が入学しました。今が辛抱のしどころと思います。法曹会の先生方には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



法学部の都心移転と 法曹一貫教育の推進



中央大学法学部長 星野 智

中央大学法曹会の皆さまには、本学および法学部における教育・研究活動にご支援とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

今春、法学部と法科大学院を接続する5年一貫型の法曹コースに関する法律案が成立し、2019年度入学生から5年一貫教育が開始されることになりました。法学部では、法科大学院への進学、予備試験の受験者の増加等を踏まえて、法曹一貫教育に関して検討するワーキンググループを設置して、中央大学法科大学院との連携について検討してきました。現在、法科大学院とは大枠の連携協定を締結し、共同開講科目等の細かい項目については最終的な詰めの段階に入っています。

法律学科のなかに設置されている3つのコース（法曹コース、公共法務コース、企業コース）のうちの1つである法曹コースの学生が選択できる文科省の5年一貫型のコース（法律学科の法曹コースと区別して「一貫教育コース」と呼んでいる）の定員は、100名程度としています。2019年度の法律学科の法曹コースのエントリー数は290名（昨年は267名）であり、毎年、法律学科の学生の3分の1くらいが法曹コースを選んでいきますので、このうちの100名程度が「一貫教育コース」にエントリーするのではないかと推測しています。法科大学院に進学する学生は毎年200名近くおりますが、このうち半数近くが「一貫教育コース」を利用するものと思われます。法学部といたしましても、この5年一貫型のコースへの取り組みによって、これまで以上に法科大学院への進学者、司法試験の合格者を輩出できるように努力したいと考えております。

さて、法学部の都心移転に関して、2023年に2・3・4年生が文京区大塚1丁目の茗荷谷キャンパス、2024年に1年生が後楽園キャンパスに移転することになったことから、新しい校舎の設計等の作業を進めているところです。すでに新聞等で茗荷谷校舎の

パース図が公開されていますが、建物の外観はかつての駿河台校舎を彷彿とさせるレンガ作りで、延べ床面積は3万㎡以上もあり、現在炎の塔のなかにある学研連や法職等の施設も入る予定となっています。都心移転によって法学部と法科大学院との地理的な距離が短縮され、こうした立地を生かした法科大学院所属教員による担当科目の拡大、法科大学院進学予定者の法科大学院科目の先取り履修、法務インターンシップの充実などを進める予定であります。

法学部では、都心移転を念頭においた「法学部ブランドデザイン2040」を策定しました。このブランドデザインは、2021年度から2040年度までの20年間に、法学部が計画的・優先的に取り組むべき教育・研究活動の方針を明確にするものであります。主な基本目標として、志願者の増大促進と新しい法学部にふさわしい学生の確保をめざし、より魅力ある教育を展開することによって志願者の増大を図り、学部の「競争力」を引き上げ、これによってより優秀で、新しい法学部にふさわしい人材を確保し、充実した教育と多様な進路開拓を実現すること、これらを掲げています。そして法曹・公務人材の養成に向けた新しい教育と「法学部ブランド」の発展をめざすつもりです。他方、多くの卒業生が進むビジネス分野に、幅広い視野とリーガル・マインドに裏打ちされたすぐれた人材を送り出すため、今後は金融法務、ビジネス法務、企業ガバナンス等の分野を中心に系統的・専門的に学べる教育体制を整備し、ビジネス界にも強い学生の輩出をめざしたいと考えています。

こうした法学部のブランドデザインを実現するうえでも、法曹会の実務家のみなさん方のご協力が不可欠であります。法曹会の皆さまには、今後の法学部の発展のために引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中大法曹 同窓会 平成30年度活動報告



中央大学法科大学院平成30年度同窓会会長 富澤 章司

中央大学法科大学院同窓会では、平成30年度も様々な企画を計画し、開催して参りました。同窓会の主な活動は下記のとおりです。

7月13日

中央大学法曹会のご協力を賜り、修了生である正会員のキャリアプラン構築のための一助となることを目的として、司法試験終了後の時期に、弁護士会館において就職支援ガイダンスを実施しました。

「若き法曹の活動分野～今から始める就活戦略～」と題して行われたパネルディスカッションは、国内大手事務所経験者・独立開業経験者・企業内弁護士経験者の各中央大学OB弁護士の先生方から、これから就職活動をされる皆さんに対し、就職先によって扱う仕事が変わること、その上でどのような仕事ができるのか、どのようにキャリアを發展させていくことができるかなどについて具体的なお話を聞くことができ、とても熱いイベントとなりました。

参加された中央大学法科大学院の修了生・在学生も、ためになる話を聞くことができ参加して良かったとの感想がありました。

パネルディスカッション企画に続いて開催された懇親会では、法曹会の先生方からもお話を聞く機会を得ることができ、知見を広げるまたとない機会となりました。

10月6日

イベント盛りだくさんの日になりました。

まず、修了生による就職活動支援企画として、中央大学法科大学院OBのインハウスローヤーによるパネルディスカッション「インハウスローヤーの実情！～修了生インハウスローヤーのホンネ～」を開催しました。病院・ハウスメーカー・保険会社と多様な業種のインハウスローヤーの先生方にパネリストとして登壇いただき、それぞれの仕事内容、勤務状況、

仕事のやりがいなどの突っ込んだお話をしていただき、とても有意義な企画になりました。

続いて、平成30年度中央大学法科大学院同窓会総会を開催し、同窓会の幹事役員が交代となりました。新体制において、いっそう充実した活動が展開されることに期待です。

総会の後、平成30年度年度司法試験合格者祝賀会を兼ねた懇親会が開催されました。参加された合格者の方に対し教員の先生から祝辞が述べられるとともに、これから始まる実務の世界に向けての激励の言葉がありました。また、在校生も多数参加され、直接合格者から体験談を聞くことができる機会になり、大盛況のイベントとなりました。インハウスローヤーのパネリストの先生方も参加され、修了生にとってはこれからの就職活動、在校生にとっては司法試験後の自身の将来像について、大いにモチベーションを高めることができたように思います。

10月26日

在校生向けの企画として、三年次生激励会を開催しました。





多数の教員の先生方、また直近合格者にも参加いただき、大勢参加された在校生のみなさんとざっくばらんに話をされ、大変盛り上がりました。特に、苦手科目対策、試験前の時期を過ごす心構え、試験日程の乗り切り方など、教員の先生や合格者でしか語れない生の貴重な話は、在校生の皆さんにとってとても役に立ったのではないかと思います。

同窓会の提供による食事・飲み物で、在校生の皆さんの英気も大いに養われたように感じました。今回できた在校生の皆さんの横の繋がりも、今後に向けて必ず有用なものになると思います。

中央大学法科大学院同窓会では、OBと在校生、そして教員の先生方との繋がりがとても重要なものであると考えています。司法試験合格に向けて成果や経験を受け継いでいくことは在校生の皆さんにとって糧になるものですし、実務の世界に出たあとも助け合いや切磋琢磨ができる関係にあることは、かけがえのない財産です。

今後も同窓会では、修了生の方々の就職活動支援や、在校生の方々の応援などを目的とした企画を開催する予定です。多士済々の面々が揃う中央大学法

科大学院のOBの方々の力を集結できればと考えておりますので、OBの先生方のご支援・ご指導をこれからも賜りたいと存じます。

修了生・在校生の方々にとっても、必ず有意義な経験となるものと考えておりますので、今後も積極的に企画にご参加いただきますようお願い致します。

法曹会の先生方におかれましても、今後とも法科大学院同窓会をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ重きを増す 中大法曹会の役割



中央大学法曹会前幹事長 大谷 隼夫

中央大学は、英吉利法律学校に始まり、130年を超える歴史を経て、現在は文系、理系の合計8学部を有する立派な総合大学になりました。しかし、依然として法学を基幹学部とする大学であることは揺るぎない事実であり、幾多の優れた法曹を輩出してきた実績からも「法科の中央」と言われる所以であります。

私が法曹会幹事長に就任してからのこの2年間に「法科の中央」に関係する大きな動きがいくつもありました。特に気がかりなこととして、中大法科大学院卒業生の司法試験合格率の低下とそれに連動するように成績上位の中大法学部卒業生が他大学の法科大学院へ向かうなどして中大法科大学院入学希望者の減少が数字という形で明確に示され、それが「法科の中央」に影を落とすはじめたかに見えることです。

これに対しては、入学定員枠の大幅減縮その他の打開策が実行されておりますが、成果はこれからのようです。こうした中、文部科学省が有能な人材を司法界に確保するため、法学部を3年間で卒業して法科大学院2年間の既習コースに進学することができて早期に司法試験受験の機会を得られる、いわゆる「3+2構想」の実現に向けて動き出しました。母校も「3+2構想」の実施校に積極的に加わり、「法科の中央」復権を果たして欲しいものです。

さらに何んといっても、大きな動きは平成最後の今年に入り、東京茗荷谷の東京都有地約2,200坪の長期賃借に成功し、法学部を中心とする都心回帰の拠点を確保できたことです。茗荷谷キャンパスは、法学部、法科大学院一貫教育の中核となることでしょう。ただし、面積が狭いため駿河台記念館、後楽園キャンパスにも教室、教員研究室等を設ける必要があると聞いております。

これを実現するとなれば、当然のこととして巨額の建設資金が必要となります。中大法曹会としては、優秀な後輩達に続いてもらうため資金確保の募金活

動に組織を挙げて全力で取り組むべきことになりました。

また、海外からのビジネスマン、就労者の来日増加により、語学力のある弁護士の需要増、国内若者人口減少対策として外国からの留学生受入れ体制の拡充などから、母校でも語学力を備えた実務家教員的大幅増員が必要となります。中大法曹会としてはこれにも協力支援してゆかなければなりません。

私は、中大法曹会への期待が高まることを見越して、任期中、会員相互の連携と結束を強化することに力を注いできました。

全国には法曹会の地方組織がかなり有りますが、法曹会支部としての会則を設けて定期的に会合を開いているところもあれば、支部を立ち上げたものの暫く活動を休止してしまっているところもあります。学員の法曹会員が県単位でまとまった活動をしていなかったところの方がむしろ多いのが現状です。

そこで機構改革委員会を中心に全国の法曹会員へ中大法曹会の支部ないし分会への組織化を呼びかけ、これに呼応して各地で支部ないし分会作りの機運が高まってきたことは嬉しい限りです。

会則検討委員会は、組織強化にとって不可欠な数多くの会則、規程等の条項改訂に加え、これまで見過ごされていた条項間の齟齬、矛盾を実に細かく精査して整理してくれました。感謝です。

若手、中堅会員への支援と会活動への積極的参加呼びかけも行いました。

従来からの交流委員会による隣接士業との共催講演会、意見交換会に加え、若手活動委員会の若い発想による元人気裁判官の弁護士、人気法科大学院教授、テレビ局の著名解説者を招いての講演会、若手判、検事、弁護士によるパネルディスカッションなどが盛り上がりました。

法曹会の詳しい活動状況は、実は全国の会員にあまり知られてないと思われま

知らせるべく、広報の強化にも取り組みました。隔年ごとの機関誌「中大法曹」「中大法曹ニュース」の誌面見直し、拡充、そしてホームページの速報化などに努めました。

お陰様で各委員会とも一所懸命に役目を遂行してくれました。

これからは中大法曹会の役割が弥が上にも増えて行きます。

法曹会員の皆さんがこれ迄以上に一致協力して力強く活動し、その負託に答えて「法科の中央」の名が一層高まることを念じております。

最後に、この2年間法曹会拡充のため献身的に活動されてきた副幹事長以下の執行部の皆さんに心から感謝の念を申し上げるとともに新設ポストの会長に就かれる神洋明会長以下の執行部のご健闘をお祈りいたします。



特集

1

【講演】

弁護士の有能さ コンペテンシィ (competency) を考える



中央大学大学院法務研究科教授・弁護士 加藤 新太郎 先生

平成30年8月3日(金)

ホテルグランドパレス

(大 谷)

まず加藤新太郎先生を簡単にご紹介致します。お配りさせていただきました印刷物に出ていますとおりでございますが、加藤先生は1975年に判事補に裁判官になられ、東京高裁の民事部長官代行を最後に依願退官されました。司法研修所勤務が14年間と長く、第二部民事裁判長官、それから事務局長、第一部上席教官を務められました。その後、中央大学の大学院の法務研究科の教授に就任されまして民事訴訟法を教えていただいております。そういう法曹としての輝かしいご経歴がございますが、何と言いましてもこの企画は、今回は若手の我々執行部の弁護士に今度どういう講師を呼ぶべきか諮りましたら、それはもう加藤新太郎先生がいいということでした。加藤先生は中央大学の大人気ということで、この度、お願いを致しました。そのとおりで今日は聴衆もたくさん参加してくださいました。若手に限らずベテランの弁護士の先生方にとっても、この弁護士の…… というのを裁判官の眼からみてどういうふうになるのかということ非常に有意義なお話が聴けると思います。ではどうぞ先生よろしくお願い致します。

(加 藤)

1. は じ め に

ご紹介いただきました加藤です。本日は中央大学法曹会にお招きいただき大変光栄に存じます。最近、家内からも「あなたの話を聴くのはチョット……」と言われておりますのに、わざわざお声がけいただきました。一生懸命つとめますので、よろし

くお願い致します。

中央大学法曹会の先生方には、日頃から法学部、法科大学院に対して様々な形でご支援をいただいております。大変ありがたく思っております。ここに法学部長、法務研究科長になり代わりまして厚く御礼申し上げます。ただし、無権代理です。あとの懇親会で追認していただけるかと思っておりますが、追認は遂にないかもしれません(冗談です)。

ご紹介いただきましたように長らく裁判所に勤めておりましたが、大村雅彦先生にお誘いいただき3年前の2015年4月に中央大学法科大学院教授に採用されました。現在は、民事訴訟法と法曹倫理の一部と民事事実認定をテーマにした演習等を担当しております。

2. 弁護士の有能さとは何か

本日のテーマは、「弁護士の有能さを考える」というものです。

私は裁判官時代から弁護士の役割、そのコインの裏である弁護過誤について関心をもちいくつかの論考を書いてきました。『弁護士役割論』(弘文堂、1992、〔新版〕2000)が最初に出した著作です。司法修習生等から、「どうして裁判官なのに弁護士のことを書くのですか」と質問されることがしばしばありました。それに対しては、大概「そのうち裁判官を辞めて弁護士になって一旗あげようと思っているからですよ」と答えます。そうしますと、修習生には、えっという感じでまともに受け止める人と、すぐ冗談だとわかって「あははは」と笑う人の二つのタイプがあります。もちろん冗談なのでここは笑っても

らわないと、冗談のわからない修習生だという評価をすることになります。

【エピソード1 ユーザーユニオン事件】

私は裁判官生活を東京地裁刑事部からスタートしたのですが、その折りに、いわゆるユーザーユニオン事件を担当しました。これは当時自動車のユーザーの消費者団体の先駆けとして結成されたユーザーユニオンの事務局長と顧問の弁護士が欠陥車問題に端を発してメーカーと交渉した行為が恐喝・同未遂被告事件として起訴されたというケースです。その少し前の時期にアメリカでも欠陥車問題がありまして、ラルフネーダーという弁護士が消費者運動の旗手だとして大いに称揚されました。ユーザーユニオンの事務局長は技術系の方、顧問弁護士は安倍治夫さんという3期のヤメ検の弁護士でした。安倍さんは法務省の刑事局参事官等もしておられた赤レンガ組で、直言居士で検察首脳部の機嫌を損ねて福岡高検の総務部長に出されてそこで辞めて弁護士になったと噂されていた方です。大変に弁も立ちますし、頭もよい人で、マスコミ対応等も極めて上手く、当時はユーザーユニオンが夕方に記者会見をやりますと、翌日の朝刊には一面トップ、あるいは社会面トップで自動車メーカー△△とユーザーユニオンが交渉開始という記事が出る状況でした。ホンダN360という小型車が高速走行すると転がってしまい事故を招くというのが欠陥車問題のスタートでしたが、それ以外のメーカーもトヨタ、日産、いすゞ、スバル、三菱重工ほとんどすべての車で欠陥ありとしてやり玉に上がりました。

ユーザーユニオンは、事故被害者から委任を受け、事故は自動車の欠陥が原因だと主張して、損害賠償の示談交渉をしました。うまくいったケースもありましたが、だんだん具体的な事項を開示せずに、一諾での和解を迫るようになりました。事故を具体的に開示するとメーカーがすぐ飛んで行って事件を潰してしまうというのが、その理由です。「あなた方は事件つぶしをするから、交渉でも大体こういうケースだとある程度漠然としておかないと危ない」という対応をしました。また、自動車会社が、「事故があったことは認識していますが、それが自動車の欠陥に起因するののかについて調べさせてください」と言っても、「あなた方はお金儲けをして人の命まで奪っておいてまだそんなことを言うのか」と反論を許さない交渉をしたのです。これは権利があっても目的が正当でも手段が不当であれば、それは恐喝罪の要請として評価されるという判例理論(大判昭和9・8・2刑集13巻1011頁、最判昭和30・10・14刑集9

巻11号2173頁)に照らすと大変まずい交渉の仕方です。そこで、恐喝または恐喝未遂として自分の古巣の東京地検特捜部に起訴されてしまったというのがユーザーユニオン事件です。

公判が始まって半分以上経ったところで私がその事件に陪席裁判官として関与することになったのですが、安倍さんの弁護人には、自分の検察教官でヤメ検の弁護士さんが付いていました。検察教官が弁護人に付いてやろうというわけですから、安部さんにいいところはあるんですね。男気もあるし、切れ者である。感心したのは、弁護人と同じように被告人本人名義でも書面を提出するのですが、その書面の文章は格調が高いうえに一読して極めてよく頭に入ってくる良い文章で、言いたいことが本当によくわかる。更に反対尋問にも自分が立つのですが、検察側のメーカー技術者が証言するのに対して実に核心をついた反対尋問をして、それについて弁解しようとする、パッと「それはけっこうです」と封じます。反対尋問もうまいなあと、新人の判事補として感じ入りました。しかし、そのように書面もうまく、反対尋問にも立って成果を挙げる法律家がどうして起訴され、刑事被告人という立場になってしまったのか不思議に思いました。それはおそらく生え抜きの弁護士さんとは違って検察官から途中で弁護士になったという履歴ゆえに、そもそも弁護士とはどのような役割を果たすべきか、あるいはどこまでが弁護士の執務のストライクゾーンでそこからはみ出るのはまずいという認識に欠けるころがあったのではないかと考えました。それでは、「弁護士の役割というのは何なのか」と言う、きちんと論じている文献がないことはないのですが乏しい状況でした。判決は出しましたがけれども、ずっとあれでよかったのかなという思いが残りました(一審は東京地判昭和52・8・12判時872号21頁、控訴審は東京高判昭和57・6・28判時1047号35頁。最高裁は上告を棄却し有罪判決が確定した)。

任官後3年目に最高裁からアメリカに留学させてやろうという話が来まして、アメリカで勉強したのですが、折しも当時は弁護過誤訴訟が激増している時期でした。1960年代以降ずっと弁護過誤訴訟の数は右肩上がりが増えていくのですが、統計上の数値はまだピークが見えないという状況でした。更に弁護過誤専門の弁護士が登場してきており、弁護過誤保険を一般化、義務化するという動きがありましたし、また弁護士がミスをしないうに継続研修を義務づける契機になった時期でした。その原因は弁護士の数が増えている反面質が低下していること、更に制定法、判例法が増えており、それらをうまく使

いこなせなくて仕事でミスしがちであることが指摘されていました。過誤があるとしても、一昔前であれば「専門家の先生がやったことだから仕方がない」と依頼者があきらめることになったのですが、弁護過誤訴訟が増えた背景には依頼者が消費者意識に目覚めたこと、裏面から言うと専門職神話が崩壊したことがあるといわれていました。また、弁護士が訴訟代理人となって弁護士を責任追及するわけですが、これまで専門家の間に見られたサイレントコンスピラシー（沈黙の共謀）意識が変化してきている。更には全面成功報酬で着手金をとらず、依頼者の生活の面倒もみる（生活費を出してやる）かわり勝訴したならば5割報酬としてもらいますという成功報酬システムでどんどん弁護過誤訴訟が受任され、その結果としてこの型の訴訟が増えているという指摘もありました。

弁護士の役割、その裏返しの弁護過誤の態様について関心を持っていた私としては、大変良い時期に留学することができたこととなります。弁護士として有能であれば、また仕事をうまくこなせば依頼者に喜ばれ関係者にも歓迎され名誉と高給を得るが、有能でなければ仕事でしくじって負け犬になってしまうという冷徹な構造の中に存在する専門職だという、至極当然の認識を得ました。それでは、弁護士の有能さの中身は何であろうかということのをそれ以降ずっと考え続けてきました。

そのようなことで、本日は、「弁護士の有能さを考える」というテーマにいたしました。話が抽象的になることを避けるため、いくつか自分が経験した問題事例をあげて、弁護士の有能さの中身を考察してみたいと思います。

3. 問 題 事 例

(1) 【エピソード2 準備書面を出せないワケ】

まず、大阪地裁の交通部時代の経験です。交通事故被害者に後遺障害等級9級の後遺症が残った場合に将来の逸失利益を請求するときには、中間利息は控除しないとイケないのですが、控除せずに損害主張してきたケースがありました。

そこで、第一回弁論期日に原告訴訟代理人に対し、「中間利息の控除をして損害額を整理してください」と告げたところ、「次回に書面でします」と応答され、第二回期日を迎えました。しかし、第二回期日にも準備書面が出ていませんので、「どういうことですか」と聞いたところ、「依頼者と打合せができていないので書面は書けませんでした」という返事です。「い

や、これは逸失利益の中間利息控除という理屈の話なので依頼者に説明をしてもらうことは必要ですが、事実について打合せをするという話ではないですよ」と話し、「分かりました」ということで、第三回期日を迎えました。しかし、またもや準備書面が出て来ない。「どういうことですか」と聞いたところ、今度は、「タイプが間に合いませんでした」と。おお、懐かしい昭和の抗弁です。若い人は知らないと思いますが、昔は書面は和文タイプで作成していました。ですから流行っている事務所は書面作成が錯綜すると、「間に合いませんでした」といえば許されていた時代がありました。しかし、その期日には間に合わなくても何日か後にはできますから、「近いところに期日を入れましょう」ということで第四回期日を入れたのですが、また出て来ませんでした。その理由は、「タイプはできたけれども、自宅に準備書面を置き忘れて来ました」。ここでさすがに純朴な私も、この弁護士さんは準備書面を書けないから出来てないのだと気づきました。

和解に付したところ、この先生は依頼者を厳しく叱ったりするところを見せたりして、比較的早めに和解ができました。何故準備書面を出さなかったと言うと、この弁護士さんは、逸失利益の中間利息控除という理屈がよくわかっておられなかったのです。それなら、分かる人に聞いたり調べればよさそうなものですが、それもしない。逸失利益の中間利息控除を知らないのは論外ですが、何事にも最初があるわけですから、その都度調査、研究、勉強をしていくことをしない弁護士は、およそ有能という範疇からこぼれ落ちるのは必至であろうと思います。

(2) 【エピソード3 関係者皆が間違える?】

次のエピソードは東京高裁でみた案件です。弁済充当が争点になるケースについて、原告訴訟代理人が合意でなければ弁済の充当ができないと勘違いをして充当合意構成をしていたケースです。被告訴訟代理人はそれを前提に合意はないと否認しました。当然、裁判官が気がつかなければいけないのですが、見過ごして原・被告双方の本人尋問を実施して、弁済充当の合意なしとして請求棄却の判決をしました。控訴審からみると、弁済充当は指定で可能であるのに合意がなければダメという前提で間違った審理をした結果結論を誤っているわけですから、逆転せざる得ません。第一回期日でそういう説明をして終結して、逆転和解が成立しました。

これは誰が悪いかと言えばもちろん裁判官が悪いと思います。東京地裁部総括でその後所長になり、現在は某高裁の部総括です。この致命的なミスは裁

判官の多忙さに由来するのか、当事者双方が誤った前提で主張反論を展開しているから気がつかなかったのか、その両方なのか分かりませんが、やはり裁判官としては（その案件でみる限り）無能だと評すべきでしょう。ただそうだとするとそうした裁判官に当たることもあるわけですから、原告代理人はよくよく調査をして法的構成を練っていくことが、弁護士の有能さの内実になるのだと思います。

(3) 【エピソード 4 相続放棄無効の主張】

次のエピソードも、東京高裁で経験したものです。相続開始をしてから3か月以内に家裁に相続放棄の申立をしたが、家裁による受理が3か月より後になったので相続放棄は無効であるという主張が出ているケースに遭遇しました。これは完全に通らない主張です。当事者が相続開始後3か月以内に申し立てれば受理が3か月より遅れてもオーケーというのが民法915条の通説であり実務ですから。したがって、地裁としては、このような主張は一蹴しなければいけないのに、裁判官が間違っこの相続放棄は無効と判断していました。

控訴審では、当然のことですが、第一回期日で結審して原判決取消しの判決をすることになります。私は、被控訴代理人に対して、法廷で「なぜ、このように一蹴される主張をわざわざして、高裁まであげるような手間暇かけさせるのですか」聞いてみました。それは必ずしも責めているわけではなく、どうしてかそういうことをするのか知りたかったのですが、「まさか裁判所が通すとは思わなかった」という返事が返ってきました。確かに、これも裁判官が悪いとは思いますが。そういう主張をする弁護士は有能といえるのでしょうか。控訴しないケースもあるのですから、依頼者が勝てばよろしいという考え方もあるかもしれませんが、私は弁護士の有能さとはかけ離れた事例でなないかと思えます。

4. 人柄と知識・技能の優先関係

(1) 弁護士の汎用的スキル

ここで、弁護士の汎用的スキルの中身を考えてみたいと思います。

【弁護士の汎用的スキル】

- ① 問題発見スキル
- ② 問題分析スキル
- ③ 関連情報検索スキル
- ④ 事実認定(事実認識)スキル

- ⑤ 法解釈・判例法理認識スキル＝ルール認識
- ⑥ 論理的思考力
- ⑦ 問題解決スキル
- ⑧ 説得力＝オーラル・文章力
- ⑨ 交渉・折衝スキル
- ⑩ 正しい法実践＝倫理

弁護士は、依頼者に一定の問題を解決してほしいと頼まれます。依頼者の話の中からどこに問題があるかを発見して(①)、それはどういう問題であるかということ进行分析して(②)関連する法的情報、非法的情報を集めること(③)が前提の活動です。そして、エビデンスベースト(証拠の裏付けがあることを前提として)で事実を認識して(④)、ルールも押さえて(⑤)、論理的な思考力をもって(⑥)一定の解決方法を見つけて説明することが必要です(⑦)。

問題解決方法は複数あるかもしれない。その利害得失を。依頼者に口答あるいは文書で説明説得をする(⑧)。「では先生、相手方との交渉をお願いします」と依頼されれば、折衝交渉をして解決に導く(⑨)。その全体を通じて正しい法実践をしていく(⑩)のが弁護士の汎用的スキルであると思われま

(2) 人柄優先説

ところが、これに対して、スキルは確かに大切かもしれないが、人柄のほうがより大事だという考え方があります。人柄優先説ですね。弁護士は知識やスキルもさることながら人柄がより大事だという見解です。

実は、これには一定の根拠があるのですね。人柄がよく皆に感じよく接する弁護士には、そうでない人よりも勝ち筋の事件の依頼が多くなる。勝ち筋の事件を受任すればこれをうまく処理することは難しくありません。人柄のよい弁護士には、そうでない人よりも裁判官も親切にあれこれ釈明してくれます。「先生、こんな証拠ないですか。この主張はこういう意味でしょうか」と言ってヒントを与えてくれる。そういうことで、受任事件は、最終的に勝訴判決か勝ち和解で終了します。そうなると、好循環ができ益々勝ち筋事件がきて流行ることになります。地方に行くと、書面にシャープさはなく裁判官の釈明を頼りに訴訟を進行していても、誰にも感じがよく人柄のよい弁護士さんが大いに流行って豪邸に住んでおられる例は少なくありません。かなりの時期までは、このモデルは妥当したように思います。

(3) 人柄優先説に対する反対説

しかし、現在でも人柄優先説が妥当するかどうかを考えてみたいと思います。

第1に、司法研修所の成績と出たからの活躍ぶりとの相関関係についてです。成功した弁護士と司法研修所の成績との相関関係があるか否かを、司法研修所事務局長の時に調べてみたことがあります。弁護士は客商売ですから成功と司法研修所の成績との相関関係は低いのではないかという見通し持っていたのですが、実際には、そうではありませんでした。相関関係の強さは、弁護士、裁判官、検察官の順でした。裁判官より弁護士のほうが成績と活躍ぶりとの相関関係が高いのです。考えてみれば、弁護士は事件を受けて結果を出して依頼者の期待に応えるのですから、勝つ弁護士、案件をうまく処理することができる弁護士が流行って成功するというのは、ある意味で当然です。

それでは、検察官のプロモーションと成績との相関関係が低いのはなぜなのでしょう。これは、検察官の仕事の中で、おそらく自白をとる力が最も重視されることと関係しているのだと思われます。自白をとる力は、ペーパーテストでは図れない。被疑者と世間話をしたり周辺のことを聞いたり、昔のことを聞いたりこれからのことを聞いたり、家族のことを聞いたりして、「ああ、この検事さんはいい人だなあ」と被疑者に感じさせ、自白を引き出すわけです。こうした自白を引き出すのに役立つ素質やコミュニケーション能力は、筆記試験では十分わからないのではないかと思います。

関連して女性検察官のエピソードですが、女性検察官の既婚率は5割から7割ぐらいです。検察官同士の御夫婦は離婚率が低いと言われています。何故かと言うと、勾留期間が満期に近づいても自白がとれないとストレスでイライラすることがあります。これは、男性検事でも女性検事でも同じでしょうが、そういう状態で帰宅すると、機嫌が悪かったり、きつい言葉を言うことがある。普通は喧嘩の原因になり得ますが、夫が検察官ですと、「勾留期間満期が近づいていて大変なんだ」と理解して思いやるのが自然にできる。そこでの検察官同士の御夫婦は長続きするというのは、これは某地検の総務部長の自説として直々に聞いた話ですが、真偽は保証しかねます。

第2に、アメリカ合衆国の法曹の歴史をみてみますと、有能でなければ弁護士として仕事にならないことがわかります。歴史的にみますと、弁護過誤訴訟の最上ピークは1850年前後です。これはどうい

う時期かと言うと、ジャクソン大統領のいわゆるジャクソニアン・デモクラシーの思想が席卷した時期です。専門家でなく人民による統治がよろしいという思想のもと、司法の世界でもできるだけ法律家の専門的な色彩を薄める施策がされました。例えば、司法試験を簡単にしたりトレーニングの期間をなくしたり、4州では司法試験も廃止し、「徳性」の証明があれば誰でも弁護士になれるというところまでいきました。この時期に弁護過誤訴訟が激増しているのです。これは結局、弁護士の知識不足、技能不足が弁護過誤の主因だということ为例証しています。人柄(徳性)だけでは弁護士に仕事ができるわけではないのですね。

第3には、いま裁判官が大変忙しくなってから、裁判官も人柄のよい弁護士さんだから面倒見てあげたほうがいいかなと思って、見きれなくなっているという現実があります。とりわけ大都市の裁判所の民事部はそうではないかと思えます。

そうは言っても、裁判官に限らず、人柄のいい弁護士には関係者皆が好感を抱くことはあります。次は、そのようなエピソードです。

【エピソード5 妻から夫に対する離婚請求訴訟の控訴審の法廷での一幕】

妻から夫に対する離婚請求事件で、夫は妻が不倫をしていて有責配偶者であるから離婚請求棄却すべきであるとの論陣を張っていました。ところが一審判決は離婚請求認容です。その理由は不倫の事実は認められず、妻は有責配偶者ではないというものです。

夫からは不倫の証拠として妻と他の男性とのやりとりのメールが提出されていました。そのメールを普通に読めば、男女関係があるとみえるものですが、一審判決は「妻と他の男性と間でのメールをやりとりはバーチャルな技術的恋愛ゲームのようなものとみることもできる」という判断をしています。ただ特別な事情がある場合でなければそう判断することは無理ですし、そのケースでは特別な事情ないように見受けました。

そこで、控訴審の第一回口頭弁論期日に妻側の被控訴人代理人弁護士に対して、「こういう一審判決の判断についてどう思いますか。控訴審で維持されると思いますか」と聞いたところ、その弁護士さん答えて曰く、「ノーコメントです」。これは受けまして、陪席裁判官も控訴人訴訟代理人も笑い出しました。この弁護士は、一審判決をよく検討しておそらく控訴審ではこの理由では持たないと予測しておられたのでしょう。ですから、裁判所がそういう問いかけをした時に、「一審判決の理由づけは相当で、控訴審でも維持すべきものと考えます」と言うこともも

ちろんできたはずですが、あえてノーコメントと言われたのだらうと思います。その答えぶりは当意即妙で、裁判所はもとより、夫側の弁護士からも笑いを誘ったわけです。正直な弁護士だなあと好感を持ちました。

このケースは、控訴審判決を言い渡す前に訴えが取り下げられて終了しました。件の弁護士が、有責配偶者性を認定されて逆転判決をされるよりは訴えを取り下げた方がよいと考えたのであれば、正直であり、かつ有能と評すべきであると思います。

5. 有能さの発揮しどころ

(1) ピンとくる

有能さをどういう場面で発揮するかという話に入ります。有能な人は他の人が見過ごしていつてしまうところをピンとくるということがあると思います。

東京地裁民事部にいた時期の話ですが、次のような訴状が出てきました。

【エピソード6 中国人妻から日本人夫に対する離婚請求事件】

・請求の趣旨

- 1 原告と被告とを離婚する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

・請求の原因

- 1 原告(女性)は、中華人民共和国(中国)国籍を有する外国人である。
- 2 原告は、平成9年ごろ被告(日本人男性)と知り合い、同年9月24日同人と婚姻した。
なお、この婚姻は被告が原告の居住する中国上海市に赴いて同国の方式によりなされたものであり、原告は婚姻当初から今日までずっと中国に居住しており、一度も日本に来たことはない。
- 3 婚姻した当初の被告の話では、婚姻後は日本で2人で生活をしたいということであり、そのために原告を日本に呼ぶために速やかにビザの申請等を行うとのことであった。
- 4 しかるに、被告からは婚姻直後に一度原告の元に手紙が来たのみで、その後今日まで全く連絡がなく、原告を悪意をもって遺棄して省みない。

原告は日本に住む実妹等を通じて被告の所在を探したが、一向にその所在は分からず、今日まで行方不明の状態が続いている。

- 5 こうした被告の行為は、民法770条1項2

号に該当し、原被告間には同条5号の婚姻を継続しがたい重大な事由がある。

よって、原告は、請求の趣旨のとおり判決を求める。

上海で結婚している中国籍の女性と日本人男性が上海で、中国の方式で結婚しました。この女性はずっと中国に居住していて、一回も日本に来たことはありません。今後は日本で2人で生活するという話で日本人夫はビザを申請すると言っていたけれども、一回手紙がきただけで音沙汰がない。日本に実妹がおられ、被告の住所を探したけれども、所在がわからず行方不明状態である。これは、悪意の遺棄であり、婚姻を継続し難い重大な事由があり、離婚を求めるという訴状です。被告が住居者不明ですから公示送達になりますが、人事訴訟ですから証拠調べをしなければいけない。そうするとおそらくこの中国人妻を上海から呼んで本人尋問をしなければいけません。

この訴状を見てどこにピンとこなければいけないかと言うと、法的な問題もあるし弁護士の執務上の問題もあります。法的な問題としては、練達の先生方には釈迦に説法になりますが、①国際裁判管轄、②準拠法、③請求形式の問題があります。

第1に、中国で離婚訴訟を起こせることは間違いないのですが、日本で果たして離婚訴訟を起こせるかどうかという国際裁判管轄の問題があります。これは、証拠の所在などで決めますから中国に国際裁判管轄はありますが、日本ではどうかというのは吟味しないとイケない。第2に、中国法で婚姻しておいて日本法で離婚することはどうかという、準拠法の問題があります。第3に、このご夫婦は一度も夫婦共同生活体を形成していませんから、離婚請求ではなく婚姻無効確認請求をすべきではないかも問題となります。この3点をどのように整理するかが法的な問題ということになります。

それから、弁護士の執務上の問題としては、原告は一回も来日したことがないということですが、それでは原告訴訟代理人はどのようにして原告の提訴意思を確認したのかという疑問が生じます。この弁護士さんが上海まで行って原告の本人確認をして通訳を付け事情を聞き取って訴状を作成したということであれば、問題はありません。しかし、そうではなく、日本にいる実妹と称する者を通じて事情を聴く、原告との間で電話をしたり、手紙でやりとりしたということであれば、本人確認をどうしたのかというところから疑問になります。

もっと言えば、国際結婚したケースですから、外国人配偶者には比較的簡単にビザが出るのですが、

それが出ていないことが気になります。日本人夫がビザを申請してないことも考えられますが、おそらくこの経過からすると申請したものと思われます。それにも関わらずビザが発給されないのは、妻にビザ発給障害事由があると考えられます。ビザ発給障害事由の典型的なもの、過去に本邦で刑罰法令に当たる行為をした、あるいはオーバースティで強制送還されたというものでしょう。そうすると、中国人妻が一度も来日したことがないという事実そのものに疑問符が付きます。

そこで、裁判所は、このケースでは「法的問題①ないし③」と提訴意思の確認、ビザ不発給の事情の5点について原告訴訟代理人としてはどのようにお考えになりますか」という釈明をしました。どう回答がくるか待っていたのですが、釈明に対応する書面は来ず、訴えが取り下げられました。これは、原告訴訟代理人自身がおかしな原告に利用されたと気がついて手を引いたのか、あるいはほとぼり覚めたら再度提訴し東京地裁の別の係に回ることを期して一旦引っ込めたのかはわかりませんが、私の目の前からは消えました。

(2) 目的適合的な立証

次に、【エピソード7 残念な陳述書】は、目的適合的な立証に関するエピソードです。高裁で経験しました。

実務では、陳述書が盛行していますが、陳述書は出せばよいというものではなく、うまく立証できるような形で出さなければ意味がありません。このケースは、婚約不履行による損害賠償請求事件です。長い春を過ごしていた男女が、いよいよ結婚式を挙げようということになり、挙式の相談をしている際に男性が女性に暴力を振るい、それが決定的な破綻要因になって別れることになったという請求原因です。男性は「女性が主張するような暴力を振るったこと」を否認しました。これはうまい認否です。暴力を振るったことを否認するのではなく、「女性が主張するような暴力」と言っていますから、女性が主張する暴力が立証できるかどうかには尽きます。

原告女性側は、陳述書でも本人尋問でも暴力の内容について、①男性がそのマンションの居室の中でテーブルを引っくり返した、②テーブルの上にあったCDとか雑誌が投げつけられた、③自分は愛想を尽かしてマンションから出て来ましたと主張し、それに沿う供述をしました。一審では請求棄却され、原告は控訴しました。

控訴審の目から見ると、このような内容の陳述書は全然裁判所の胸には響きません。一審の裁判官

もそうだったのでしょう。というのは、男性がテーブルを引っくり返したというならどのぐらいの大きさと重さのテーブルで、上に何が乗っていて引っくり返したらその辺りはどういう惨状を呈したかを書く。CDをぶつけられたと言うけども、自分の体に当たったのか当たってないのか、当たったなら痛かったのか、怪我をしたのか。当たらなければ壁や床にぶつかって傷がついたのかつかないのかを書く。翌朝愛想を尽かせて出て行ったことはそうなのでしょうけれども、その辺りの惨状はそのままになっていたのか、男性が片づけていたのかなど事実を書かないと、男性の暴力の事実について迫真性を伴った形で第三者に認識してもらうことは困難です（加藤新太郎『民事事実認定論』115頁（弘文堂、2014）。

第一回口頭弁論期日で、法廷でその旨を述べたところ、控訴代理人から是非とも続行をと希望されました。一回終結で和解勧告するつもりでしたが、いずれ和解をするのであればよかろうと続行しました。第二期期日では前回法廷で指摘した点を補充する陳述書が出てきましたが、証文の後出しというほかありません。このケースは和解になりましたが、弁護士としては、最初から、陳述書には目的適合的な観点から、どういうことを伝えれば裁判所は認識できるかを検討するということが有能さの中身ではないかと思います。

(3) 依頼者に利用されない

【エピソード8 ある養子縁組無効確認請求訴訟】は、東京地裁で経験した、人事訴訟で養子縁組無効確認請求事件です。

原告は、知らない間に韓国女性と養子縁組したという戸籍ができていたと言います。それは昭和60年のことで、提訴は平成10年です。原告は、昭和60年頃友人Aと会社を設立する話が進行中で、Aに印鑑証明付きで実印を貸したことがあるが、このAが悪さをしたのではないかと思います。自分は思いもよらないことでしたという訴状です。法律扶助が付されている案件で、弁護士が事前に法務省、入管等にも確認し、送付嘱託もして関係資料は一応きちんとしています。

本人尋問を実施し、原告の言い分を原告訴訟代理人が訴状通りに聞き主尋問は終了しました。反対尋問をする側はいませんから、裁判官が補充尋問で疑問点を点検していくことになります。まず、「会社設立のために印鑑を渡したということですが、どんな会社をつくる目論見だったのですか」と聞くと、答えられません。「印鑑証明付きで印鑑を渡しているのに、どんな会社を設立するかわからないのは変

ではないですか」と聞いても答えられない。そこで、「報酬は出るのですか」と聞いたところ、「当初は出ないけども、うまくいくようになったらもらえるという話だった」という答えです。「何に対する報酬ですか」と聞くと、「会社をつくる時に名義を貸したこと報酬だ」と。「名義を貸す」というところにピンとききました。そこで、送付嘱託で届いている養子縁組の届書と宣誓の本人の署名を比較対照しますと、どちらも下手な字で必ずしも似ている感じもしなかったのですが、少しハタリを効かせ、「字が似ているようにみえますが、養子縁組届の本人欄はあなたが書いたのではないですか」と問うと、「違います」という答えです。「でもよく見てくださいよ、似てますよ」と続けると、「うーん」と言い始めました。そこ、少し厳しめの口調で、「本当のことを言ってもらわなければ判決はできませんよ」と迫りましたら、「実は」という話を始めました。

「実は、Aから、半年韓国人女性を籍に入れてくれれば、その間日本に来て働いて稼げるので協力してくれと言われ、謝礼をもらって戸籍を貸したが、その後Aは行方をくらました」ということです。それが真相でしょうから、そうだとすれば請求棄却です。しかし、こんな戸籍を残しても仕方がないと思いついて、一回続行してまったく請求原因を変えて主張し直させ終結して請求を認容しました。この訴訟代理人はしきりに恐縮しておられましたが、法律扶助で受任したことから、本人の言い分を疑わなかったということのようでした。しかし、弁護士としては、補充尋問で尋ねた事項は事前にチェックして然るべきではないか、それが有能さの中身ではないかと思えます。

(4) 依頼者に対するグリップ力

【エピソード9 二階出窓部分空中越境事件】は、東京高裁で担当した損害賠償請求控訴事件です。

請求原因は原告の土地に被告の建物が越境しているというものです。越境の具体的な様子は、二階の出窓の部分が突出して、空中で越境しているのです。越境は越境ですから、その部分を撤去する交渉して合意したが、履行しなかった。その頃原告は土地を第三者に売却するという話があったが、出窓を切ってくれなかったため、その売買契約が頓挫し、違約金支払いを余儀なくされた。そこで、違約金を払えという請求です。一審判決は明確な撤去合意はないという理由で請求を棄却しました。

そこで、控訴がされました。撤去合意の有無が争点です。記録に当たると、その売買契約書には違約金500万円という定めがあり、実際に500万円払っ

たという領収書も提出されています。一定時期までに空中越境を直させて土地引き渡しをするという特約であり、よく考えると、そのような空中越境ですから、新所有者が買ってから自分が交渉してもよさそうに思えるのですが、そうはしないで、売主である原告に交渉させるという合意です。しかも、違約金の額が馬鹿になりません。特約も不自然だということになると、そもそも第三者に売却話があって、それがダメになって違約金支払いを余儀なくされたという事実そのものが疑問になります。そこで、控訴審としては、一審判決の理由を変えることなく、撤去合意なしという原審の認定をそのまま活かして控訴棄却にし、なお書きで疑問点を説示しそもそも売買契約や違約金支払いの事実の有無も控訴審としては疑問に思うと付言しておきました。

これは代理人弁護士が主導したものではなく、依頼者がそのような事実関係の組み立てで弁護士の持ち込み、そのまま右から左へ事件としていくという経緯であったと思われる。結局請求棄却になったので、控訴も奏功しなかったわけですが、弁護士としては、経験則の観点から事実関係の不自然さを吟味することも有能さの中身ではないかと思われる。

(5) 依頼者に対するアピールもホドホドに

【エピソード10 保険金請求訴訟の控訴審での一幕】は東京高裁の事件です。保険金請求訴訟で一審敗訴の控訴事件です。

どういうケースかと言うと、少し気の毒なケースで、原告は、住宅金融公庫から融資を受けて住宅を建築したのですが、所得が低いことから奥さんのお父さんであるAさんに連帯債務者になってもらっていました。しかし連帯債務者になるだけで、Aさんに資金援助をしてもらうことはありませんでした。その際、原告とAさんは損保会社との間で被保険者を原告、建物を保険目的とする住宅金融公庫特約火災保険を締結しました。それで仲良く同居していたのですが、ある時に娘夫婦とAさんが不仲になりまして、絶望したAさんが放火をして建物が焼失するという事故が発生しました。家族は幸い無事でしたが、Aさんは実刑判決を受けて受刑し、住宅ローンだけが残りました。原告は保険契約に基づいて保険金支払いを求めたところ、保険契約者の一人であるAさんの故意による事故招致だという理由で、保険会社は免責を主張しました。Aさんは保険契約者で、被保険者ではありませんが、一審判決は請求棄却です。

控訴審としては、このケースをみますと理屈から言うと控訴棄却になるが、Aさんが連帯債務者になったのは娘婿の所得が基準に満たなかったため形のう

えでそうしただけという点に着目して、実質的観点からは和解もありではないかと考えました。和解をする方向に傾く要素としては、Aさんが連帯債務者になったのは原告の年取が一定額を超えてないためであること、原告ら家族は居住する家を失い、ローンだけが残って残債務の支払いが著しく困難になっていること、Aさんは受刑中で残債務の支払いを期待することはできないこと、したがって原告にとっても金融公庫にとっても保険金の一部でも払われればその分残債務を減らせますから望ましいと思われる。マイナス要素としては、故意による事故招致ですから契約当事者の信義則に反しますし、保険給付がされればAさんの連帯債務は消滅することから公益にも反するという点です。一審は請求を棄却しているわけで、法的に見れば和解は難しいというケースです。

控訴審裁判長は（私のことですが）、第一回口頭弁論期日で、「和解は考えられないでしょうか」と被控訴人である保険会社訴訟代理人に尋ねました。保険会社としては、ここで和解のテーブルに付くというのは、いくらか保険金は出せないかと言われることが予想されますからあまりうれしくないでしょう。しかし、保険会社訴訟代理人、そういう感じはまったく出さずに、「裁判所が言われるのであれば和解のテーブルにつきます」という返事をしました。感じのいい返事ですね。それに対して、控訴人の代理人はどうだったかと言うと、控訴人の家族の方が傍聴席におられたのでよいところを見せようと思ったのか、「勝訴的和解なら受けます」という返答です。

一審で請求棄却を受けて、控訴審も事前の合議で控訴棄却やむなしであるが何とか和解にもっていきこうと指揮していることは代理人としては十分に分かるはずで、「ありがとうございます」と言わないまでも、「和解のテーブルにつきます」と応じるのが普通でしょう。それを「勝訴和解なら受けます」。保険会社の代理人は内心を隠して、テーブルには着くという返事をしてくれたのと大違いです。それでもなお和解に付する手もないわけではありませんが、それでも和解をしようというのは公正中立性の観点からどうかと感じました。何故かと言うと、その控訴人代理人は実は私の司法研修所時代の教え子なのです。それは、当の本人以外は、私の隣に座っている陪席裁判官も代理人も傍聴人も誰も知らないでしょう。誰も知らないとしても、「勝訴的和解なら受けます」と言ったのを和解にもっていくことには内心忸怩たるものがありました。そこで、「それでは仕方がないですね」と言って終結して控訴棄却の判決をしました。私が東京高裁に行って1年目のことで

した。東京高裁では6年勤めまして、後半は柔軟になっていますから、臨機応変に和解に付することをしました。その際、このケースを時折思い起こすことがありました。

退官後、クラスの教え子が私の退官祝いを催し、勝訴的和解の彼も来てくれました。その折に、「件の保険金請求事件は実質的な観点からすると原告に気の毒な案件で、和解すればよかったかなあと心に残っている」という話をしましたら、彼も、「いや、先生、私が勝訴的和解と言ったのはまずかったです。あれ以降絶対そういうことは言いません」と応じ、私と彼との間では和解ができました。

6. む す び — 弁護士の有能さを構成するもの

(1) 弁護士の知識・智慧・技能

以上、私の経験した事柄を10のエピソードとしてお話しました。

これを前提として、「弁護士の執務において有能さを構成するものは何か」を考えてみますと、やや抽象的ですが、弁護士の知識、智慧、技能だと思います。それらが備わって始めて効率のよい良質な執務ができるのだと思います。それが原則型です。

もっとも、知識、智慧、技能を備えていても、忙しすぎるなどのマイナス条件があると間違ってしまうことがあります。そこで、ケアフルな執務体制を構築してケアフルな執務を実践することが大事です。ケアフルな執務体制とミスを誘発しない仕事ぶりとは裏表ですが、これも有能性の中身ではないかと思えます。

若手の弁護士も、知識、智慧、技能を獲得しようと意識してそのつもりで執務をしていけば経験を積みれば積むほど知識、智慧、技能は豊かになっていきます。上手に仕事をしてよい経験をストックしていくとそれがどんどん増えていきます。仕事を通じて自分を肥やしていこうという心意気が大切です。特に、実務知識あるいは実務に有用な情報は必ずしも整然としておらず、バラバラに存在していますが、ある時にこのロジックは別の論点のこのロジックに似てるなどか、規律の構造が似ているなど悟ることがあります。つまり、知識・情報がいわばネットワークになって自分の中に形成されるという状態になるのです。

逆に「自分がいままでいちばん勉強したのは司法試験の時だ」などと司法修習生を煙に巻くような弁護士さんがおられますが、それが本当だったらだめ

ですよね。既存の手垢の付いた法律知識・情報だけを使いまわしているだけではだんだん降下の道を辿ります。これを「知的キャピタリズム」と呼んでいるのですが、資本主義原則と同じで、知識にも貧しいものは益々窮乏していくというメカニズムがあると思います。

(2) 人柄・正直さ

もう一つは、人柄と正直さです。人格高潔とはいえないことを自覚している人でも、そう悪い人ではないと思ってもらうような振る舞いをすることは可能です。ただ多忙すぎて仕事が回っていかない時にはそのゆとりがなくなりますが、そういう時でも頑張る人に嫌な感じを与えないことが依頼者との信頼関係維持の点からも大事ではないかと思えます。

(3) 裁判官は、どのような弁護士を有り難いと思うか

最後に、裁判所・裁判官は、どのような弁護士さんを有り難いと思うかに触れておきます。これは、裁判官が結論を間違えることのないような訴訟活動をしてくれる弁護士さんがいちばん有り難い。

何故かと言うと、裁判官はけっこうプライドが高く（プライドしか守るものがないからですが）、事件を間違ってはなるまいと思っています。地裁裁判官としては自分の判決が高裁で破られるのは面目失墜にほかなりません。何とか事実認定もスジの読みももちろん結論も間違えることなく、よい判決を書きたいと痛切に思っています。そういう中で、弁護士が「この証拠はこうみえますけども、こうみてもらわないと間違えますから」と書面で言うてくれる、あるいは口答で言うてくれることがありがたいのです。弁護士からの指摘で、裁判官が「ほんとにそうだな」と思うと、その弁護士は少なくとも自分に誤った判断に誘導することはしない人だと見定めます。「勝つべき者が勝つ」ことを過たないような訴訟活動をしてくれる弁護士はまさしく弁護士の有能さの究極の発現の形ではないかと思っているところです。

有能さは、われわれ法律実務家が生涯をかけて追い求め続けなければならないものであることを自戒したいと思います。

以上で用意したお話は終わります。ご静聴ありがとうございました。

(大 谷)

加藤先生ほんとにありがとうございました。我々、特に弁護士ですが、若手に限らずベテランに至るまで弁護士活動にとって大変示唆のあるお話を、厳し

いところはオブラートに包んで、時々オブラートが破けたりしましたけど。ほんとに今日はありがとうございました。もう一度盛大な拍手をお願い致します。



特集

2

【講演】

～倒産： 事業再生の新しい流れ～



弁護士 小林 信明 先生

平成30年11月21日(水)

アルカディア市ヶ谷

1. はじめに

<自己紹介>

私は79年に中央大学を卒業いたしました。大学時代は学研連の玉成会に所属しておりまして、諸先輩のご指導のお陰で司法試験に合格することができました。修習35期となります。司法研修所を終了後、故上野久徳弁護士が代表でありました倒産関係専門の法律事務所に、同窓の海法幸平先生のご紹介で入りました。同事務所に18年間所属しておりましたが、その後、兄の小林英明と一緒に小林総合法律事務所を経営しておりました。そして、2013年に小林総合法律事務所が長島・大野・常松法律事務所と統合致しましたので、現在は長島・大野・常松法律事務所に所属しております。また、2004年からの10年間、中央大学法科大学院で倒産処理法Ⅱの講座を担当し、若い人達と交流を持たせて頂きました。法曹となった教え子と出会うこともあり、本当に楽しい思い出です。私の現在の業務は、企業法務、そのなかでも倒産・事業再生分野が多いということで、本日の講演のテーマ「倒産・事業再生の新しい流れ」を選ばせて頂きました。倒産・事業再生と言いますと、中央大学のOBのなかには、この分野で輝かしい実績を残され、非常に高名な方々、例えば、今年亡くなられた高木新二郎先生を初めとして、清水直先生、才口千晴先生、奥野善彦先生、松嶋英機先生など数多くの先輩方がいらっしゃいますので、若輩の私がこのような講演をするのは誠に恥ずかしい限りでございますけれども、昔から大谷幹事長には大変

お世話になっておりますので、ご指名には逆らえず、講演をお引き受けさせて頂きました。このような機会を頂き大変光栄に存じております。

<倒産・事業再生とは>

では、倒産・事業再生とは何かということがございます。債務者としては企業を想定します。これについては、改めて言う必要はないかとも思いますが、若干説明をさせていただきます。企業にはライフサイクルがあると言われております。創業して成長していくけれども、衰退時期が来るものでして、その衰退局面で、経営改善をして再び成長過程に戻ればよいのですが、それが叶わず、倒産・業再生局面に進む場合があります。このような状況になるのは、経営者の怠慢とか、過失があった場合に限らず、社会として不可避的に生じる現象だと一般に理解されております。そして、そのように企業の経営が改善されずに、倒産・事業再生局面に進む場合（企業が支払不能またはそのおそれのある状況になる場合）、伝統的には、破産を代表する清算処理、すなわち、企業の事業を停止して解体・換価し、その換価代金を原資として、債権者の優先順位に従い、公平に分配するという処理がなされておりました。しかし、このような破産的処理よりも、事業継続しつつ、収益構造を改善するとともに、過剰債務の処理（債務カットやデット・エクイティ・スワップ(DES)など)をするという再生処理をしたほうが、破産的処理と比較して、債権者・債務者・社会的見地のいずれにとっても有益ではないかという理解が進みまして、清算よりも再生を優先すべきだという社会的なコンセンサスが醸成されてまいりました。また、対象企

業自体の再建が重要なのではなく、事業の再生こそが重要であるとの共通理解も進みました。これは、第三者に事業を承継させて（これは一種のM & Aとなります）、承継された先で事業を維持・発展すれば、企業自体は解散しても、上記の再生の有益性が得られるという理解が進んだということでもあります。このように、倒産の局面の対応方針は、破産から再生へ、そして企業再建から事業再生へという方向になっております。

<倒産法制の整備と倒産事件の動向>

上記の方向は、倒産法制の整備にも表れております。すなわち、2000年から2005年にかけて、民事再生法の制定、新会社更生法の制定、新破産法の制定がなされ、法的な倒産制度が整備されましたが、その根底にある考え方は、上記の通り、破産よりも再生を優先し、企業再建自体というよりも事業の再生を目指すということになっております。

次に、近年の倒産事件の動向についてです。最近では、破産の事件数は横ばいですが、民事再生、会社更生の事件数は激減しております。東京地方裁判所の民事再生事件で言いますと、2008年には321件あったものが、2013年頃から減少を始めまして、2017年は42件でした。会社更生は民事再生よりもさらに少なくなっております。社会的なコンセンサスが破産から再生の方向になっているものの、法的整理における再生事案（民事再生、会社更生事案）が少なくなっているのが今日の状況でございます。そのような状況となっているのはどうしてかということですが、それは、社会経済状況から倒産案件が減少しているということも影響していると思っておりますが、事業再生は法的整理よりも、私的整理で行うとの流れができていますと考えております。これが、企業倒産を巡る近年の動向となります。

2. 新しい流れ

本日のテーマである「倒産・事業再生の新しい流れ」において、私が説明申し上げたいのは、三つの流れでございます。まず、一番目の流れは、「私的整理化」です。先ほど申し上げましたが、企業の事業再生では、法的整理ではなく、私的整理で行うことが増加しております。

二番目の流れは、「グローバル化」です。大企業に限らず、中小企業においても、グローバルに事業拠点をもち、グローバルに取引を行っている状況があります。そのような企業の倒産・事業再生を行う場合には、当然にグローバルでの対応が必要となって

きます。

三番目の流れは、「IT化」です。裁判手続のIT化の検討が内閣官房を中心に行われ、民事訴訟法の改正に繋がることになっておりますが、民事裁判手続の一類型であり、多くの関係者が関与する倒産手続においてもIT化すべきであるとの意見が強く主張されております。

本日は、倒産・事業再生の新しい流れとして、上記の三つについて、お話をしたいと存じますが、時間も限られておりますし、私の能力も限られておりますので、雑駁な話になってしまうと思われまます。この点は最初にお詫びを申し上げます。そして、時間配分としては、私的整理化がかなり大きな比重を占め、グローバル化、IT化は軽く触れる程度となっております。

3. 私的整理化

私的整理化というのは、先ほど触れましたが、事業再生の選択肢として私的整理が法的整理と比べて優先されているというものです。

<私的整理の特徴>

まず、私的整理の特徴を簡単に説明します。第一には、私的整理は、債務者たる企業と債権者との和解の集合体ということですので、対象債権者全員が一致して同意しないと成立しないという特徴があります。そのため、対象債権者を限定せざる得ないこととなりますので、基本的には、金融機関の貸付債権（金融債権）を対象にし、それ以外の仕入業者や下請先などの商取引債権について支払を継続し、権利変更を求める対象債権にはしないという特徴があります。他方で、法的整理（法的倒産手続）の場合は違いまして、債権者全員の一致がなくても、法が定める可決要件を満たす法定多数の同意があれば、反対者がいても計画案が成立して権利変更を強制できるという特徴がある一方で、基本的には、金融債権に限らず、商取引債権など他の債権も対象となり、支払が停止され、権利変更が求められることとなります。

私的整理の特徴の第二としては、コンサルや金融機関が主導することが多いということです。法的整理では、弁護士が管財人や再生債務者代理人となって、手続を主導することになりますので、弁護士の役割、関与が非常に大きいわけです。しかし、私的整理では少し状況が異なりまして、コンサルや金融機関が主導するケースが多くなっております。では、弁護士は関与しないのかということですが、法的整理

のような形での関与ではないものの、弁護士として関与する機会は少なくないと考えています。まず、私的整理のもとでも法的整理を意識しながら、公平な処理をすることになりますので、私的整理の債務者側のリーガルアドバイザーは必ず必要になります(その役割は、事案と実施手続によって異なります。)。また、債務者側ではなくとも、スポンサー側、あるいは債権者側でも弁護士が関わってアドバイスをしていくことが多くなっています。そういう意味で法的整理とは関与の仕方が異なりますが、弁護士が関わる裾野が広がったと理解することもできると思っております。そのことは、特に、倒産法を勉強している若い人達にお伝えしたいところです。

<準則型の私的整理の登場>

私的整理事案の増加には、準則型私的整理が登場し、それが私的整理の主流になっていることが大きく影響しています。そもそも私が若い頃の私的整理というのは、整理屋のような人が入って、勝手に、不公平に進めるというイメージが強く、透明性や公平性からは遠いものでして、社会的にもあまり評価されていませんでした。従って、私的整理で処理するよりも、法的整理によって処理すべきであるという意見が強かったと思います。そこで、そのような私的整理の負の部分を除くべく、手続の透明性や公正性を確保するために準則を定めた私的整理が登場しました。これが準則型私的整理と呼ばれるものです。準則型私的整理の端緒は、高木新二郎先生が提唱して経団連、全銀協などをメンバーに加えて策定した私的整理ガイドライン(2001年)でして、それが産業再生機構(2003年)(企業再生支援機構(2009年)・地域経済活性化支援機構(2013年)に実質的に引き継がれました)における私的整理のやり方のモデルになり、そこから準則型の私的整理が広まりました。このような準則型の私的整理が行われるようになってから、事業再生において私的整理が有力な選択肢となり、法的整理によるよりも私的整理での事業再生を目指すことが増えたということだと考えております。

<中小企業再生支援協議会>

このように登場した準則型私的整理の現状を説明したいと思います。産業再生機構・企業再生支援機構は既に廃止され、地域経済活性化支援機構は組織としては残存しておりますが、2018年の4月で基本的に新規の事業再生案件の受付は終了するということですので、今後はこれらの機関での準則型の私的整理というのは実施されません。それでは、現在行

われている準則型私的整理は何かと言いますと、まず、2003年に設置されました中小企業再生支援協議会(以下、「支援協議会」といいます)があります。この設置は5年間の時限立法ではありましたが、中小企業の再生を支援するという社会的ニーズが非常に大きいことから、継続して活発に活動しております。この支援協議会の手順の概要は次のようになります。まず、対象債務者としては中小企業を前提としており、基本的に金融債権者を対象にして、各債権者に残高維持を要請します。そして、支援協議会のプロジェクトマネージャーが手続を主宰し、財務DD、事業DD、法務DDを実施し、透明性、公平性を確保しつつ手続を進めます。事業再生計画案は、当該企業の実態に即して、期限の猶予や(第2会社方式を利用した)債務カットなどを内容として定めることとなります。弁護士は専門家アドバイザーとして支援協議会側で関与する場合もありますし、債務者側やスポンサー側で関与する場合もあります。この支援協議会の利用件数ですが、金融円滑化法が終わった(2013年)後の政策パッケージとして支援協議会で数多くの案件を処理すべきという方針が示された影響を受け、件数が増えており、現在は年間1000から2000件が利用しているようでございます。

<事業再生ADR>

次に、対象となる企業が中小企業ではなく、中堅企業や大企業の場合の準則型私的整理は、事業再生ADRが利用されることとなります。事業再生ADRとは、「私的整理ガイドライン」が法務省と経産省が関与して発展したものと言えようかと思えます。すなわち、金融機関と債務者との間で債権・債務の処理を集团的に解決するADR(裁判外紛争解決手続)でして、ADR法に基づく法務省の認証と、産業競争力強化法(以下、「産強法」といいます)に基づく経産省の認定を受けた事業者が事業再生ADRを主宰することになっております。この法務省の認証と経産省の認定を受けた唯一の事業者が「事業再生実務家協会」(以下、「実務家協会」といいます。現在、私がこの専務理事を務めております。)です。事業再生ADRの手続については、産強法やその省令に規定がありますが、その概要は、債務者が実務家協会とともに対象債権者たる金融機関に対し残高維持の要請(一時停止)を通知し、債権回収行為を止め、手続の透明性や公平性を確保して進行し、事業再生計画案の成立を目指して、債権者団と協議を進めるというものです。実務家協会(当該案件を担当する手続実施者)がその成立に向けて、債務者と債権者との仲介の役割を担っております。このような事業

再生ADRができて、今年(2018年)で10年が経ち、2018年11月28日に記念シンポジウムが開催されました。事業再生ADRの案件数としては、10年で70件程度です。この2、3年間は案件が少なかったのですが、最近また件数が増えている状況にあります。弁護士との関与の仕方としては、手続実施者としてや、債務者側で申請代理人やアドバイザーとして加わることも、債権者側やスポンサー側で関与することもあります。

<産強法の改正>

先ほど、私的整理は対象債権者全員の同意が必要と申し上げましたが、対象債権者の圧倒的な多数の賛成があるにも関わらず、ごく少数の反対で成立しないのは不合理ではないかとの観点から、私的整理にも多数決を導入すべきとの見解があり、研究会報告(2015年3月)もなされております。その報告の影響を受けて、私的整理に多数決を導入することは(少なくとも直ちには)困難ではあるものの、2018年の産強法の改正において、それと同じような効果を得ることを目指す規定が設けられました。それを説明します。

事業再生ADRにおいて、その事業再生計画案が圧倒的多数の債権者の賛成があるものの、ごく少数の反対者がいる場合には、全員の同意が得られないため、原則的には法的整理に移行せざるを得ないことになります。しかし、その移行後の法的整理を非常に利用しやすくして、極めて迅速に、事業再生ADRと同じ事業再生計画案を法的整理において法定多数決で成立させることができれば、事業再生ADRで多数決を導入したことと同じような効果が得られるのではないかと、この発想が生まれました。ただ、私的整理と法的整理とで対象債権者が異なります。法的整理では金融債権者だけではなくて商取引債権者も対象となりますので、事業再生ADRと法的整理とで対象債権者が異なる点を是正する必要があります。そこで、法的整理において、「少額の商取引債権等を弁済しなければ事業継続に著しい支障を来す場合には、裁判所の許可で弁済をすることができる」旨の規定(民再85条5項後段、会更47条5項後段)がありますので、その規定を活用して、商取引債権等を弁済することによって、事業再生ADRと対象債権を同じようにすることが考えられます。そのような対応を目指して、産強法の今般の改正で、事業再生ADRにおいて、実務家協会が、上記の商取引債権等の弁済規定の要件を「確認」した場合には、法的整理移行後、裁判所は上記の商取引債権等の弁済規定の適用にあたっては、実務家協

会の「確認」を考慮する旨の規定が産強法で設けられました(59条等)。この「考慮する」という表現は、裁判所の判断を拘束するわけにはいかないことから定められたわけですが、おそらく、基本的には、裁判所は実務家協会の「確認」を尊重して商取引債権等については弁済許可をすべしと思われそうです。そうなれば、移行後の法的整理において、事業再生ADRと対象債権が同様になり、実質的に同じ内容の事業再生計画案を策定できる可能性が生じるわけです。これは、実質的には、事業再生ADRにおいて多数決を導入したことと同じ効果を得ることを目指したものと言えると考えております。

<経営者保証ガイドライン>

続いて、企業を対象とする準則型の私的整理とは少し局面が違うのですが、「経営者保証ガイドライン」が2014年に策定されました。私は座長としてこの策定に関わりました。少しその内容を説明します。背景としては、中小企業では、金融機関から借入をする際に、経営者が保証を提供している割合は8割を超えている状況があります。この状況は、中小企業が事業展開、事業再生、事業承継(経営者交代)する際の支障になります。特に事業再生の際には経営者の保証が顕在化、つまり履行請求を受けてしまうことになり、経営者個人の生活が破綻してしまうおそれがあるため、中小企業において早期の事業再生の着手が必要な状況になっているにもかかわらず、経営者がその決断をしながらないという弊害が生じます。このような弊害を解消するために経営者保証ガイドラインが策定されたものでして、特徴としては、早期の事業再生を促すために、早期の事業再生を決断した場合には、債権者と協議して、経営者保証人個人が破産となったと想定した場合に残る財産を上回る財産を経営者に残して保証債権を免除することを可能とする点にあります。これによって、中小企業の早期の事業再生の着手を促そうとするものですが、このガイドラインを活用する事例も最近増えつつあります。経営者保証ガイドラインは、経営者の保証債務整理のガイドラインですので、中小企業の債務整理のガイドラインではないのですが、実務的には、中小企業と経営者の債務整理を一体として行うことが多い状況となっています。これを行うための準則型私的整理手続としては、支援協議会で行うことが多くありますが、もう一つの有力な手続は、特定調停です。特定調停を利用した場合は、弁護士主導で私的整理を行うということになります。日弁連の中小企業支援センターでは、この特定調停によって中小企業・経営者個人の債務整理を

行うための手順マニュアルを作成するとともに、積極的な周知活動をしておりますので、是非この利用もご検討いただけたらと思います。

＜私的整理が法的整理よりも 選択肢として優先される理由＞

準則型私的整理の現状の説明はこのくらいにして、私的整理が法的整理よりも選択肢として優先される理由を考えたいと思います。

第一に、これは金融機関がそれを望み、企業もそれを望むからです。どうして金融機関が望むかと言いますと、まず金融機関は、金融庁から、特に中小企業に対しては、事業性評価融資や金融仲介機能（コンサルティング機能）を果たし、企業の経営改善についても支援するよにとの要請を受けております。そのため企業の経営状態が困難になる初期の段階から、金融機関と企業とは経営改善についての協議を始めることが多くなっております。そして、その改善に向けて努力をしたものの、効果があがらずに事業再生をせざる得ない場合には、金融機関と企業がその協力関係のもとで私的整理を行うという基盤が醸成されつつある、このようなことが言えようかと思ひます。

第二に、私的整理では対象債権となるのが金融債権だけですが、法的整理では商取引債権を含めて全ての債権が対象となりますので、そのことを、企業が嫌がるということがあります。取引先に迷惑がかかるので、それは避けたいという気持ちがあることに加え、仕入れ業務などに支障が生じれば、製品の安定供給に支障が生じるおそれが発生し、事業価値が毀損することになるので、それを回避したいとの意向が強いからです。

さらに、第三に、私的整理では、事業再生計画が成立すると金融機関の債務者区分が上がり、引き続き金融機関との取引が継続できるという利点がござひます。ところが、法的整理では、事業再生計画が成立し、債権カットして、過剰債務状態を解消した後も、金融機関との取引がなかなか継続できないという状況があり、このことが、法的整理が敬遠される理由となっていると思ひます。

上記のような理由から、私的整理が優先的な選択肢となっていると考えております。

＜法的整理の現状＞

そうなりますと、法的整理が選択肢にされるのは、私的整理をすることが困難な場合に限られることとなります。私的整理が困難な場合というのは、まず、金融機関との信頼関係がない場合があります。それ

は、従前の金融機関との付き合い方が影響します。例えば企業が粉飾等をしていたり、適時適切な情報開示をしていなかった場合などがあります。次に、金融機関以外の巨額な債権がある場合です。例えば、巨額な公募社債を発行していたり、商取引債権の与信枠が非常に大きい場合や、事業活動による巨額な損害賠償訴訟が提起され、それらの債権の弁済を停止しないことが相当ではないような場合です。最後に、日本の金融機関の合意だけでは対応できない、グローバルな対応が必要になるような場合です。これらの場合は、私的整理を行うのは困難なので法的整理が必要になると考えております。

具体的な例を上場会社であげますと、エルピーデータメモリ株式会社（2012年、負債総額4400億円）は、世界第三位のDRAMという半導体メーカーで、会社更生になった事案です。私が管財人を務めているのですが、巨額の公募社債がありました。第一中央汽船株式会社（2015年、負債総額1200億円）、江守ホールディングス株式会社（2015年、負債総額700億円）、タカタ株式会社（2017年、負債総額1兆円）はいずれも民事再生です。これらはグローバルな対応が必要になったため、やはり私的整理で行うことが困難であったと考えております。

4. グローバル化

それでは、時間も迫ってきておりますので、二番目の新しい流れであります「倒産・事業再生のグローバル化」に移りたいと思ひます。大企業が外国に子会社や工場などの事業拠点を持つのはよくあることですが、最近は中小企業でも外国に子会社や事業拠点を持つ例が数多くござひます。そして、その企業が事業再生の局面になれば、その外国での対処が不可避になるわけでした、大企業はもとより、中小企業の事業再生でもグローバル対応が必要になることが多くなっております。どのような対応が必要となるかと言ひますと、①まず、外国子会社があつて、外国子会社が経営破綻して、それが日本の会社に影響を与える場合と、②逆に日本の親会社が経営破綻して外国の子会社や事業拠点（資産）に影響を与える場合がござひます。①の外国子会社が破綻した場合には、当該外国での倒産手続や倒産実務に応じて対応することになります。その際、特にアジアでは、事案によって、その外国子会社の資産と負債を前提に単純に処理をすれば良いのではなく、親会社としてコストを負担せざるを得ない場合があります。その親会社のコスト負担が大きくて、親会社自体の経営上の危機が生じる場合も考えられますので注意が

必要です。次に、②の日本の親会社が破綻した場合には、外国にある子会社や事業拠点（資産）をどのように処理すべきかを検討する必要があります。外国子会社については、外国子会社の債権者がいるか否かによって異なります。その外国子会社に債権者がおり、日本の親会社の破綻の影響を受けて信用を失墜して、そのままでは経営を継続できない状態になった場合には、その子会社も私的整理または法的整理を検討する必要があります。事業拠点（資産）については、日本の親会社に対する外国債権者がいる場合に問題になります。日本の倒産法は普及主義を採用していますので、基本的には外国債権者は、国内債権者と同じく倒産法の適用を受けますが、当然には日本の倒産法の効力を当該外国に及ぼすことはできませんので、当該外国に存在する資産に対し個別的な権利行使がなされる可能性があります。そこで、当該外国が「外国倒産手続の承認制度」を設けている場合には、当該外国の裁判所において、日本の親会社の倒産手続について「外国倒産手続としての承認決定」を得て、日本の倒産法の効力を及ぼし、外国債権者の個別的権利行使、例えば民事訴訟の提起や資産への強制執行を停止する効果を得ることが考えられます。この外国倒産手続の承認制度の代表例が、米国連邦倒産法15章に規定されており、CHAPTER 15と呼ばれております。

ここで、私が代理人でありましたタカタ株式会社の例を簡単に説明します。タカタ株式会社は全世界に50数社の子会社を有する、グローバルで自動車メーカーにエアバックを供給する会社であり、市場シェアでは世界で2位または3位でありました。しかし、エアバックの誤作動が生じたため、米国を始め日本などでリコールが拡大していき、リコールに伴って自動車メーカーから莫大な損害賠償を請求されるとともに、米国では消費者からもクラスアクション訴訟を提起され、米国司法省からも巨額な課徴金を実質的に課せられたため、経営が悪化いたしました。どのように事業再生をしたかと言いますと、日本では民事再生、アメリカではアメリカ連邦倒産法の11章の再生手続（CHAPTER 11）、そしてヨーロッパとアジアで私的整理を行いました。何故、日本とアメリカだけが法的整理なのかと言いますと、いくつかの理由がありますが、日本の親会社とアメリカの子会社に対する訴訟が多発していたことが影響をしたと思います。そして、上記のように日本とアメリカでは法的倒産手続が並行する状態になったわけですが、両倒産手続では、裁判所や債権者と協調して進行することができ、同時に私的整理を行っていた地域を含めてグローバルな事業を一体として事業譲

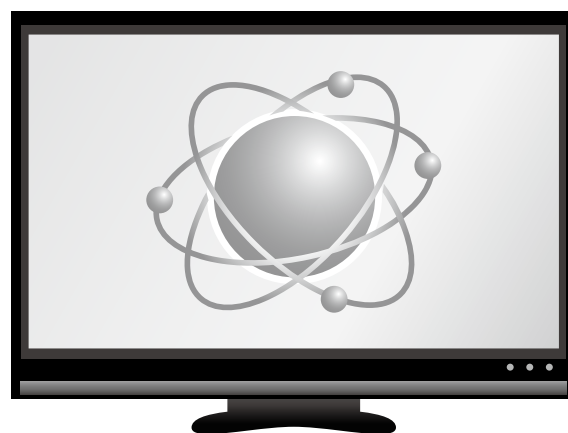
渡を行うことができました。これほどの大規模なグローバル事案というのは少ないと思いますが、先ほど申し上げましたように、外国に子会社や事業拠点がある例は多いので、日本の企業の倒産・事業再生案件ではそのグローバル対応（グローバル化）が必要となってきていると考えております。

5. IT化

最後に、三番目の新しい流れは、「倒産手続のIT化」でございます。前に述べましたが、2018年3月、内閣官房を中心とする裁判手続等のIT化検討会の報告が発表されました。最近の「自由と正義」でも特集をやっていたようですので、皆さんご承知かとも思います。3つのeと言われておまして、①e提出、②e事件管理、③e法廷、の実現に向けて2019年度中には法制審への諮問を視野に入れているということでもあります。大雑把に申し上げれば、e提出というのは、訴状とか準備書面や証拠等をオンラインで提出できるようにするという事です。e事件管理というのは、訴状、準備書面や証拠等についてオンラインでのアクセスを許容し、期日の進捗状況もオンラインで確認するという事です。e法廷というのは、ウェブ会議やテレビ会議を使って裁判所へ行かなくても弁論期日や証人尋問期日が開かれるようにするという事です。このような裁判手続のIT化が、それほど遠くなく実現するのではないかと思います。それでは倒産手続のIT化はどうかということですが、この検討会報告の中では、倒産手続というのは、裁判手続の一種ですから、まずは民事訴訟全般のIT化の検討を進め、その成果や制度設計を活かして、倒産手続のIT化に向けた検討が進められるべきであるとされています。ただ、それと同時に、「民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに現行法下でのプラクティスのあり方を基本とするIT技術の活用を検討を進めることも選択肢」という言葉が入っております。倒産手続では、利害関係者が多数おりますので、基本的に一对一の当事者間で行う民事訴訟よりも、IT化を図るニーズも高く、その効果もあるということに配慮されたのではないかと考えています。そして、倒産手続では、現行法下でもプラクティスのあり方としてIT化の工夫ができるのではないかと思います。株式会社MTGOX(マウントゴックス)の例を簡単に説明したいと思います。株式会社MTGOXというのは仮想通貨のビットコイン取引所を運営しておまして、2014年に保有していたビットコイン等が消失したということで経営破綻しました。私が破産管財人、現在民事再生の管

財人を務めておりますが、取引所の顧客である債権者が10万人と言われており、その内、日本人が1パーセントにすぎず、債権者が世界中に散らばっているという状況にあります。そこで、通常の破産・民事再生事件と同じ処理では対応しきれないということで、裁判所と相談して、ウェブサイトを開設しまして、オンラインでの債権届出を認め、オンラインでの情報開示をしているところでございます。現行法下のもとでプラクティスの工夫によってIT化を図った事例と言えると考えております。他の事件でも、その事件の実情に合わせて倒産手続のIT化が進むことになると思います。

実際の社会活動や経済活動では、IT技術を多く利用しております。裁判手続だけがそれに取り残されるのは、開かれた司法、使い易い司法の見地から問題であります。また、中国や韓国では、近年、裁判手続、倒産手続のIT化がすさまじい勢いで進んでいます。加えて、東京地裁の会社更生や特別清算を担当する民事8部、破産や再生を担当する民事20部は、2021年には中目黒の新庁舎に移ってビジネスコートと呼ばれる予定と聞いておりますので、IT化を進めるニーズは高まります。倒産手続のIT化が益々進むことを期待したいと考えております。ちょうど時間になったようでございます。最初にお詫びしたように雑駁な話でございました。ただ時間だけは守らせていただきました。どうもご静聴ありがとうございました。



中央大学法曹会奨学金制度について

中央大学法曹会奨学金は、巻末の「中央大学法曹会奨学金規程」にあるとおり、「中央大学法曹会の篤志を尊重し、中央大学法科大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するため」に給付するものです。

平成16年に中央大学法科大学院が開設された後、わが法曹会会員諸兄が法科大学院生の経済的負担を少しでも軽くしようと資金を集めて基金を作りました。

実際の運用は、法科大学院の卒業が決定した院生の中から、特に成績が優秀で、早期に司法試験に合格することを期待できる者に金30万円が給付され、卒業後の勉学費、生活費の一助となっています。

平成30年度は18名に合計540万円が給付されました。

現在基金の残高は2000万円余りとなっており、さらなる募金を呼びかける時期に近付いております。



中央大学法曹会奨学金の御礼

杉本 桃子

私がこの度、中央大学法曹会の奨学金に応募した理由は、司法試験合格に向けてより良い学習環境を確保したいと思ったからです。

私は、中央大学法科大学院に2年間の既習コースで入学し、入学時から一人暮らしを始めました。実家から通えない場所に住んでいたわけではなかったのですが、ロースクールからはかなり遠かったため、遅くまで学校に残って友達とゼミを組んだり、自習したりすることができず、勉強時間を十分確保できないと実感したからです。ロースクールに通いやすい場所に住むことで、遅くまで学校に残って勉強することができ、また通学時間が短縮されたため、その通学の時間を勉強に充てることができ、よりたくさんの勉強時間を確保することができました。そのため、一人暮らしのための生活費等がかかってしまっていたため、その一部を工面するために奨学金に応募しようと考えました。また奨学金によって、中央大学法科大学院の内部で行なわれている総合起案演習や、外部の予備校の模試を受けることもできました。こちらの模試については、一つ受けるだけでも費用がそれなりにかかるため、奨学金から捻出できたことはとてもありがたかったです。模試を受けたおかげで、司法試験当日と同じ日程で試験を体験することができ、受験者の中での自分の位置も確認することができたため、自分にとっては本番前の良いモチベーションになりました。

このように奨学金をいただくことができた結果として、私は司法試験合格のための良い学習環境を確保することができ、一発で最終合格することができたと思っています。

司法試験に向けてより良い学習環境を確保するためには、やはりお金がかかってしまうので、学習面だけでなく、経済面においてもサポートしていただけたことは、本当にありがたく、心より感謝申し上げます。

私は、これから法曹の一人として一日でも早く社会で活躍していけるよう、日々精進して参りたいと思っております。そしてお世話になった中央大学へ恩返しができたらと思っております。

この度は、誠にありがとうございました。

中央大学法曹会賞について

中央大学法曹会賞は、巻末の「中央大学法曹会授与に関する内規」にあるとおり「一世紀を超える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たなる発展を願い」創設されたもので、「学業成績優秀または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生」に対して授与するものです。賞状に副賞(金5万円)が添えられます。

現在行われている実際の選考は、対象が法科大学院ではなく法学部等学部の卒業生で、在学中に司法試験に合格した者です。受賞者には、賞が単に早期合格を称えるのみではなく、後輩への指導助言等法曹会活動への協力を通して母校の発展に寄与することを願って与えるものであることを良く理解してもらおうこととしております。

平成30年度は椎葉秀剛君と林竜希君に授与しました。



法曹会賞受賞に際して

椎葉 秀剛

この度は、法曹会賞という名誉な賞をいただき、大変ありがとうございます。光栄に思うのと同時に、より一層、中央大学の発展のために尽くしてまいりたいという思いで、身が引き締まっております。

私が法曹の道を志そうと決意したのは、高校3年生の時です。高校3年間はラグビー部と文化祭実行員に打ち込み、そこで出会えた仲間たちに、自分なりに恩返しをしたい、彼、彼女らが将来困ったときに助けられる存在になりたい、と思ったのがきっかけです。

中央大学に入学してからは、中櫻会研究室に入室するとともに、多摩研究室員となりました。そこで、素晴らしい仲間とめぐり会えたことは、私の一生の財産です。特に、私が在学中に司法試験に合格できたのは、優秀な先輩方の存在が大きいと考えております。きめ細かい指導、そして後輩指導にかける熱い情熱は、まさに塔を「炎の塔」たらしめていると思いました。

司法試験を受験した5月から11月末まで、今度は指導する立場となりました。微力でしたが、受験指導という面で少しでも同期や後輩の力になれたのなら幸いです。

現在は司法修習に参加しています。言うまでもないことですが、司法試験で学んだこととつながってはいるものの、実務は全く異質なもので、毎日手探りで頭を悩ましながら、修習を過ごしております。しかし、この修習はきっと私を成長させるものでありますし、将来の財産になると思っています。

修習を終え、実務家として働くようになると、受験指導という面では、中央大学に貢献することは少なくなります。しかし、実務家として後輩に伝えられることはあるでしょうし、法律家として人々の役に立つことは、最終的に中央大学の発展になると考えています。

これからも、法曹会賞を頂いた、中央大学の学生であったことの誇りを胸に、精進してまいりたいと思います。



100年後の後輩たちへ

中央大学法学部 林 竜希

まずは、法曹会賞を受賞出来たことを大変光栄に思います。私がこのような賞を受賞できたのは、偏に中央大学や、法曹会、炎の塔の諸先輩方のお力添えのおかげです。皆さまには、感謝してもしきれません。この御恩は、後輩に返し、中央大学の未来につなげていく所存です。また、法曹として世のために働くことによっても、御恩を返していけたらと思っております。本稿では、僭越ながら、法曹会賞受賞を受けての今後の抱負について書かせていただきます。

まず、法曹会賞を受賞するにあたって、法曹会幹事長の大谷隼夫先生から、法曹会賞の意義についてお電話をいただきました。大谷先生によれば、法曹会賞は受賞者を褒め称えるのみならず、後輩たちへの激励としての意義もあるとのことでした。そこで、このような意義を踏まえて、私は、後輩たちを激励し、道を示したいと思っております。私が所属している炎の塔においても、「先輩から後輩へつなげていく」という理念があります。私はずっと先輩方から恩恵を受けてばかりだったのですが、大学4年生になって、後輩たちへつなげていかなければならない立場になりました。私としては、目の前にいる後輩たちはもちろんのこと、100年後の後輩たちにもつながっていくよう、できるだけ多くの事を残したいと考えています。

私が志す法曹像は、時代の変化に柔軟に対応できる弁護士です。社会情勢や、科学技術が進歩していく中で、クライアントのニーズも変化していくことと思います。そうした変化に先回りしてクライアントのニーズに応えることが弁護士にとって重要であると考えます。そのような弁護士になるため、今のうちに様々なことに挑戦したいと思っております。司法修習を一年遅らせたため、幸いなことに時間的な余裕はあります。留学や旅行をたくさんしてみたいです。

改めて、このような賞を受賞させていただき、ありがとうございました。これに満足することなく、精進していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

法廷傍聴

中央大学の法曹会の法職教育検討委員会では、法学部を中心とする学部の大学生の皆さんを招き、東京地方裁判所の刑事法廷傍聴会を開催しております。毎年1回10月下旬に霞ヶ関にあります弁護士会館に集合していただき、事前に弁護士が傍聴についての説明をした後、班に分かれて生の刑事事件を見てもらいます。

具体的な活動内容につきましては、「法職教育検討委員会活動報告」をご参照ください。

参加した学生から提出されたレポートのうち1つを以下でご紹介します。

法曹傍聴に参加して

大久保 威史

私は今回の法廷傍聴会に参加して、日頃学んでいる法律が実務（裁判）でどのように運用されているかということや、実際の裁判の雰囲気、そして弁護士の方の生の意見を聞くことができ、大変有意義な時間が過ごせたと感じています。

今回傍聴した裁判は、傷害罪の判決言い渡しと詐欺罪（無銭飲食）の裁判でした。裁判の中身としては、よくあるような典型的なケースでしたが、そこから得る内容は非常に大きかったと感じています。

まず、傷害罪の判決言い渡しに関して、この事件は結局のところ、執行猶予付きの判決だったのですが、判決を言い渡し、裁判が終わったとき、被告人が帰る際、被告人の手首には手錠はつけられることはなく、その時点で国家による拘束力は解かれ、自由の身になったということを弁護士の先生の解説を聞いた際、判決というものの重みを痛感することができました。

次に、詐欺罪（無銭飲食）の裁判に関して、この事件は被告人が9回に渡り、無銭飲食を行い、ついに起訴されたという事件だったのですが、裁判中に検察官が被告人に対して、説教のようなものや社会復帰後のことに関して詳しく問う場合があり、人間味のようなものを感じ、非常に今でも記憶に残っています。罪を犯した者に対して、ただ罪を償わせようとするのではなく、被告人を反省させ、二度とこのようなことを起こしてほしくないというような気持ちを検察官は抱いていたのではないだろうかとは感じました。

そして、裁判を傍聴した後の弁護士の先生方とお話しでは、傍聴した裁判の話は勿論ですが、法曹を目指す上で欠かせない司法試験に関する話やこれからの勉強に関する話、そして実務家として経験に基づいた貴重な話など、日頃学部の授業を聞いているだけでは決して聞くことのできない貴重なお話が聞け、大変な became と思ったと思っています。最後に、この法廷傍聴会を実施して下さった弁護士・教授・事務室の方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

人事委員会活動報告書



人事委員会委員長 山崎 司平

平成29、30年度人事委員会では、人事委員会の権限分掌事項として、学校法人中央大学関係については、①評議員会議長、②評議員会副議長、③理事、④監事、⑤選任評議員、⑥理事選考委員会委員、⑦評議員会議長・副議長選考委員会委員、中央大学学員会関係については、①学員会会長、②学員会副会長、③学員会会長候補者選考委員会委員、④学員会副会長候補者選考委員会委員とし、それ以外の、⑤学員会会計監事、⑥学員会常任幹事、⑦学員会幹事、⑧学員会幹事・会計監事候補者選考委員会委員については、執行部に一任することとされた。

また、人事委員会の人数については、機動的弾力的な人事の観点から、大きな増員は見合わせた。

1. 学校法人中央大学関係

(1) 総長選考委員会委員推薦日

平成29年7月28日

荒井洋一 石田 茂 大谷隼夫

厚井乃武夫 水津正臣 行方美彦

根岸清一

(学研連) 林勘市 村下憲司

(2) 総長選考委員会委員

推薦日 平成30年8月23日

荒井洋一 石田 茂 大谷隼夫

厚井乃武夫 水津正臣 根岸清一

林 勘市 村下憲司

(3) 商議員候補者

推薦日 平成29年8月9日

松田 啓 森 徹 八木清文

(4) 商議員候補者推薦委員会委員

推薦日 平成29年8月9日

大澤成美 木村英明 神 洋明 山崎司平

渡辺一成

(5) 選任評議員候補者

推薦日 平成31年2月27日

伯母治之 嘉本益巳 厚井乃武夫

坂巻國男 寺島秀昭 辺見紀男 森 徹

森田憲右 山崎司平 横井弘明

横溝高至

(学研連) 瀬川徹 林 勘市 村下憲司

(6) 選任評議員選考委員

推薦日 平成31年3月22日

大谷隼夫

(7) 評議員会議長・副議長選考委員

推薦日 平成31年3月22日

大谷隼夫

2. 中央大学学員会関係

(1) 副会長候補者選考委員

推薦日 平成31年1月30日

根岸清一 石田 茂

(2) 副会長候補者

推薦日 平成31年1月30日

森 徹

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長 中井 淳

1. 当委員会の活動状況

当委員会においては、幹事長からの諮問に基づき、例年どおり、法学部事務室と協同して法廷傍聴会を実施するとともに、平成29年度においては、法職を目指す法学部生のうち、成績優秀者が本学の法科大学院を第一志望としない場合がある現状について、大学問題委員会とも連携し、その原因を調査、分析して、改善勧告すべき点、本会として現状打破のため大学に協力できる方策についての検討を行った。

2. 法廷傍聴会の実施

①平成29年11月1日 午前9時～午後1時

講師6人、学生26人、法学部事務室職員2人(計34人)が出席して、3つの法廷に分かれ、出入国管理法違反事件(冒頭手続)、有印私文書同行使事件(証人尋問)、常習累犯窃盗(冒頭手続)の傍聴を行った。傍聴後、弁護士会館において2時間程度、講師を囲んで昼食を食べながら、刑事手続の解説、事件の解説、その他弁護士の業務等についての意見交換、質疑応答をした。

②平成30年10月31日 午前9時～午後1時

講師6人、学部教員1名、学生26人、法学部事務室職員2人(計35人)が出席して、4つの法廷に分かれ、詐欺事件(冒頭手続)詐欺事件(冒頭手続)、覚せい剤取締法違反(冒頭手続)、出入国管理法違反(冒頭手続)の傍聴を行った。平成29年度と同様、傍聴後、弁護士会館において2時間程度、講師を囲んで昼食を食べながら、刑事手続の解説、事件の解説、その他弁護士の業務等についての意見交換、質疑応答をした。

③総括

法廷傍聴会後、各学生にアンケートを実施しているが、学生からは、法曹三者の役割を理解することができた。手錠と荒縄で入廷してきた被告人をみて衝撃だった、同伴の弁護士の先生方の解説により理解が深まった、改めて法曹はいい仕事だと実感したなどと感想が寄せられており、学生にとって非常に有益な企画となっているので、今後も実施したい。

3. 諮問事項の検討

平成29年度は、幹事長からの諮問事項に基づき、成績優秀者が本学の法科大学院を第一志望としない場合がある現状について、大学問題委員会とも連携し、その原因を調査、分析して、改善勧告すべき点、本会として現状打破のため大学に協力できる方策についての検討を行った。検討状況は、以下のとおりである。

①平成29年9月20日 午後6時～午後7時

第1回委員会において討議

②平成29年11月7日 午後6時～午後8時

大学問題委員会との共同開催

法科大学院小木曾綾中央大学専門職法務研究科科长による「司法試験、法科大学院、CLS」のテーマで講演をいただいた。

③平成29年12月7日 午後6時～午後8時

小木曾先生の講演をふまえて、引き続き討議を行った。

④総括

2回にわたって様々な討議を行ったが、学部生がいわゆる「上位校」を目指すこと自体はやむをえないところであり、法科大学院が独自に他の「上位校」を超える魅力や特色を出すことが重要であるとの議論がすう勢であった。

小木曾先生のお話にあったような学部3年次から5年間の一貫教育の仕組み導入、学部と大学院の同一立地と連携をめざし、法科大学院の魅力や特色を高めていくことが重要であることについては、委員会としても賛成の意見が強かった。

ただ、法科大学院の魅力や特色を高める方策については、具体的な提言を行えるところまでの意見はまとまらなかった。特に、都心移転の話や5年一貫教育の仕組みの導入等の話が具体化しないと、具体的な方法の提言や法曹会による支援の方途の話し合いをしにくいという意見が多かった。大学の都心移転の推移を見守りながら、引き続き検討をしていきたい。

大学問題委員会活動報告書



大学問題委員会委員長 石渡 光一

1. 諮問事項

- (1) 大学が策定発表した中長期事業計画の実施が捗々しくない現状について、その原因を調査、分析し、改善勧告すべき点、本会として計画の実現に向け協力出来る方策等について提言されたい。
- (2) 法職をめざす法学部学生のうち、成績優秀者が本学の法科大学院を第一志望としない場合がある現状について、法職検討委員会などとも連携し、その原因を調査、分析して、改善勧告すべき点、本会として現状打破のため大学に協力できる方策等について提言されたい。

2. 委員会開催

第1回 平成29年9月6日

委員長選任、活動方針協議

第2回 同年10月10日

林勘市常任理事から、「後楽園キャンパス再構築の取組み」とのテーマで法学部、法科大学院の後楽園校舎への移転計画を中心に、中長期事業計画の進捗状況の解説を受けた。

第3回 同年11月7日

法科大学院小木曾綾研究科長、小林明彦教授から、中大の「司法試験、法科大学院」とのテーマで現状、課題と解決策等について講演を頂いた。

第4回 同年12月7日

前2回の委員会における講話をふまえ、諮問事項につき、論点整理及び協議を進めた。

3. 活動状況

(1) 諮問事項(1)について

- (ア) 第2回委員会では、法学部・法科大学院の後楽園キャンパスへの移転は不退転の方針であるとの説明であった。しかし、その直後に移転の前提である後楽園キャンパス敷地の容積率アップの見通しが立たず、このままでは2022年の

移転実現が困難になるとの判断から上記構想は一旦凍結とし、別に約6万平方メートル規模の校地取得を目指すとの方向転換が報告された。

- (イ) 平成30年12月に至り、文京区大塚1丁目即ち茗荷谷に新校地が取得された。それは、面積7256平方メートルの都有地で、40年の定期借地権である。目標としたものより小さな校地となり、ここに一部7階一部8階建の新校舎、後楽園の空地に6乃至7階建の新校舎、更に駿河台記念館の改築あるいは改修により対応することであるが、法科大学院が何処にはいるのか未確定とのことである。
- (ハ) これにより、二大キャンパスの形成は一步前進した。本学のブランド力向上のために、当初の計画のとおり、まずは法学部の都心展開、法学部・法科大学院の一体的配置によりその評価を上げることが重要である。その実現を強く望むところである。

(2) 諮問事項(2)について

- (ア) 第3回委員会における小木曾法務研究科長の講演で示されたとおり、この問題の解決の鍵は、挙げて本学法科大学院卒業生の司法試験合格率を引き上げることにある。受験生は合格率を重視している。

本学では、多数の合格者を出すために法科大学院の定員を当初300名と高く設定してきた。しかし、それが司法試験合格率の分母を大きくし、合格率を引下げるという結果を生み出した。そしてこれが悪循環を起し、更に合格率の低下につながってしまった。平成27年35.8%、平成28年29.43%、平成29年26.15%（この年の平均合格率25.85%）、平成30年23.21%（この年の平均合格率29.11%）となり、平均合格率を割る事態に至っている。

この一番の改善策は法科大学院定員を縮小し、下位成績者を出来るだけ少なくして、合格率の分母を小さくすることである。既に240名であった定員を平成30年度は200名とし、入学

者95名,平成31年度は少し増えて約112名となっている。

但し,これによって,直ちに受験者が減少する訳ではなく,受験者数即ち分母が減少するのは何年も先のことであり,成果が表れるにはまだ時間が掛かる。今は我慢して結果を待つしかない。

(イ) これとは別の方策として,第3回委員会当時はLL7の構想即ち,学部の3年修了で法科大学院へ進むことが出来るいわゆる飛び級の制度が検討中であると説明があった。その後この構想は検討が進められ,制度として確定されて,平成31年3月法制度の閣議決定がなされるに至った。小木曾研究科長から追加の説明を受けた。この制度の既修コースの場合の骨子は次のとおりである。

i) 法学部2年次から法曹コースを設け,一定のカリキュラムに基づいて2年次,3年次と履修し,3年次修了時に一定の学力を有すると認定された者はその推薦を受けて法科大学院既習コースへ推薦入学することができる。

また,法科大学院卒業の見込みがあると認定された者は,卒業前に司法試験を受験することができる。合格すれば法科大学院を卒業し,その後直ちに司法修習に入ることが出来ることになる。

これによって,法曹を目指す学生は,学部3年,法科大学院2年合計5年の履修により卒業後直ちに司法研修所へ入学することができ,1年の司法修習を経て,6年で法曹の資格を取得することができる道が開ける。

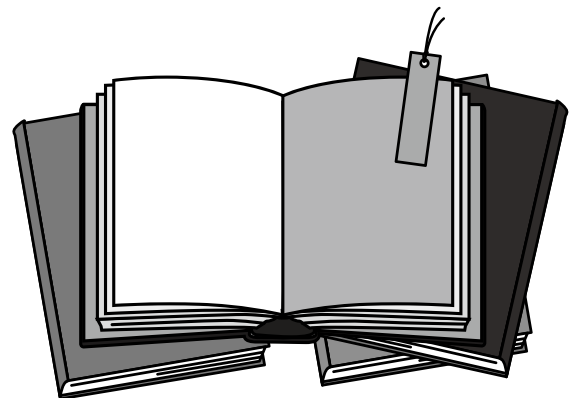
この制度は2020年から開始され,2021年に2年次の学生が法曹コースへ進み,3年次修了の2023年法科大学院入学,2024年には司法試験受験が可能となり,合格すれば2025年3月卒業して,同年4月から司法研修所へ進むことが可能になる。

ii) 本学においても,法学部に200名程度の法曹コースを設け,一方法科大学院においては,入学定員200名のうち一般入試100名,推薦入試50名,特別入試50名の割振りによって,本学法学部から多くの推薦入学者を受入れ,レベルアップに繋げる構想を進めているとのことである。

本学において,この制度が生かされるためには,法学部が都心に展開し,法科大学院と一体的配置が実現されることが必要である。幸い今般茗荷谷に新校地が確保された。順調に進行し,

早期に実現することが期待される。

(ウ) 法曹会としても,従前どおり,実務家教員,補助者の面や法職講座等での協力,法曹会奨学金の継続が必要である。また,学研連,炎の塔の重要性も認識し,この施設の都心への移転を訴える必要がある。更に,本学の法学部卒業者と法科大学院卒業者合わせての司法試験合格者数のアピール等広報の提言も欠かせない等々意見が出ているが,校地および飛び級の新制度が流動的であったため,提言を纏めるまでには至らなかった。



交流委員会活動報告



交流委員会委員長 内藤 貴昭

当委員会は、他の士業団体等との交流を通じて、主として中堅、若手会員の業務拡大や人脈形成などに役立てもらうことを目的としています。

前回の活動報告では行政書士、社会保険労務士、司法書士、技術士の団体との交流活動についてご報告いたしましたが、今回はその後行われた不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士の団体との交流活動についてご報告いたします。

・平成30年7月23日 不動産鑑定士白門会

不動産鑑定士白門会の久下武男不動産鑑定士より、主として継続賃料に関する不動産鑑定について報告していただきました。

ここでは、これまでの不動産の地価や賃料の歴史的経緯がどのようなものであったか、ここでの不動産鑑定にはどのような特徴がみられたか、それに対して時々裁判所はどのような判断を行ってきたかなどのお話をされたうえで、不動産鑑定に関する様々な手法について説明がなされました。

不動産鑑定は弁護士にとって割に身近な分野でありながら、専門性が高く、理解が難しい面もありますが、専門的技術的な内容に終始せず、裁判所や不動産鑑定士が具体的に考えてきたことを分かりやすく話され、大変参考になるものでした。

・平成30年11月8日 知的財産権法研究会

知的財産権法研究会は中央大学内の弁理士試験受験団体であり、今回の交流会を催すにあたり、既に平成30年5月に行われた中央大学技術士会との交流会の際に5名の方がオブザーバーとして参加されていました。ちなみに、この日参加された弁理士のほとんどの方は法律事務所や企業などで法律業務との接点がある方々でした。

交流会では法曹会側から山岸久晃弁護士より、「弁理士・弁護士との協力関係」をテーマに、出願、交渉、侵害、訴訟などの各場面において、両者が実務の上で具体的にどのような協力関係にあるかについて報告がなされました。

また、知的財産権法研究会からは中村仁、須藤浩

弁理士より、弁理士の業務内容についての概括的な説明がなされた後、弁護士と弁理士で5～6名のグループを作り、お互いの業務に関してディスカッションを行いました。

・平成31年1月21日 社会保険労務士白門会

社会保険労務士白門会から、長谷川淳一社会保険労務士より、「労働局による総合労働相談からみた労使トラブルの現状と今後の対応」と題して、近年の労使トラブルの報告とともに、近頃成立した働き方改革関連法の中の主要論点について説明がなされました。

続いて、法曹会側から山口純子弁護士より、「労使紛争と弁護士業務」と題して、未払賃金、不当解雇、労働審判手続などに関する報告が行われました。

各交流会とも終了後は近くの飲食店で懇親会を催し、名刺交換しながら和気あいあいに話が弾み、さらなる交流を深めました。

各交流会とも参加者の熱意が感じられ、盛況のうちに終わることができましたが、今後は複数の他士業団体との合同開催など新たな形の交流会も検討してゆきたいと思っています。そして、より多くの会員が参加され、さらに充実した交流会となり、参加会員の人脈が広がって業務拡大につながるよう引き継いでゆきたいと思っています。

以 上

若手会員活動委員会活動報告



若手会員活動委員会委員長 根岸 清一

当委員会では、中大法曹会の未来を担う若手会員が相互に連携と親睦を強めることを目的として、若手会員にとって魅力ある企画を提言すべく活動しています。

今年度も、昨年度に引き続き、主として60期以降の若手法曹と修習生を対象者として、対象者の関心を惹くテーマの企画を立案し、開催して参りました。今年度に開催した企画は、次のとおりです。

◇第1回企画：平成30年7月13日開催◇

「若手法曹・修習生・司法試験受験終了者向けパネルディスカッション～今、進路先が若手法曹に求める人材とは？～」(於・弁護士会館)

法曹のキャリアの中でも代表的なものとして、①国内大手事務所勤務、②独立開業、③企業内弁護士としての勤務の3つにフォーカスし、それぞれの経験者である弁護士をパネリストとして招いて、経歴を語ってもらうとともに、当該働き方における面白み・やりがいや難しさについて、パネルディスカッション方式でお話いただきました。

パネリストは、法曹会員の中から、①につき飯塚卓弁護士(森・濱田松本法律事務所)、②につき田中康一弁護士(新宿中央法律事務所)、③につき柴田睦月弁護士(国内一部上場メーカー勤務後、現在のぞみ総合法律事務所所属)にご登壇いただきました。

本企画は、法曹会執行部の提案をもとに企画されたものであり、当委員会の外に、進路指導対策委員会との共同での開催となりました。

本企画の内容や開催時期にも鑑み、60期以降の若手会員及び修習生に加え、同年5月に司法試験の受験を終えたばかりの試験修了者にも広く告知を行いました。企画当日は、約15名(執行部・委員を除く)の若手法曹、修習生と試験修了生が参加し、パネルディスカッションでのやり取りを熱心に聞き入る姿が見られました。懇親会では、中大法曹会ならではのアットホームな雰囲気の中、参加者が、各パネリストを囲んで、積極的に質問をしたり、自身の進路先や現在の職場における働き方について相談したりするなど、会話が弾む様子が見られ、相互に親睦を深めることができました。

◇第2回企画：平成31年3月19日開催◇

「高裁判官から見た、勝てる訴訟活動」(於・法曹会館)

平成28年6月に裁判官を定年退官されるまでの間、東京地裁部長や東京高裁部総括判事を務められるなど、民事裁判実務の第一線で数多くの事件に携わられてきた奥田隆文弁護士(森・濱田松本法律事務所)を講師としてお招きし、上記のテーマにて、裁判官としての生の現場感覚を講義していただきました。

当該企画には、約35名(執行部・委員を除く)の若手法曹と修習生が参加し、講師が語る、裁判官の心証の形成や開示の仕方、主張や証拠の見方、裁判官が代理人弁護士に期待する役割、裁判官とのコミュニケーションを図る重要性など、多岐にわたる項目について、熱心にメモをとる様子が見られました。

懇親会では、とても和やかな雰囲気の下、特に、具体的な場面における裁判官の心証形成・開示の点や、民事手続において代理人弁護士として難しい対応を迫られる局面などについて、講師と参加者との間で、より突っ込んだ質疑応答や意見交換がなされました。

各企画とも盛況に終わり、参加者からも好評の声が多く聞かれました。特に、懇親会は、中大法曹会員同志という「繋がり」意識の下、非常に近い距離感で、普段は接しない分野の法曹と会話をしたり、相談したりすることができるため、若手法曹にとっては有意義で魅力的な場といえます。今後さらに多くの若手会員に参加いただけるよう、広報における改善点などを検討の上、次年度に引き継ぎたいと思います。

なお、本委員会は、若手が何を求め、どうすれば中大法曹会に主体的に参加してもらえるのかということが、大きな課題であり、そのために委員各位のアイデアを寄せ合い、皆で盛り上げて行けたことが大きかったと思われます。中でも本年度の当委員会担当次長の山田瞳弁護士は、本年1月から消費者庁に奉職されながら、企画を最後まで責任を持って完遂され、本活動報告書も取りまとめて頂きました。ここに特筆して感謝致します。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長 横井 弘明

1. 活動状況

広報委員会の役割は、いうまでもなく適時適切な情報を会員に伝達することにあります。当委員会の広報活動は、以下に述べるとおりホームページからの情報発信、「中大法曹ニュース」、「中大法曹」の編集・発行が中心となっております。

2. ホームページからの情報発信

会員に対する迅速な情報の伝達、若者のペーパー離れに対応して、すでに「中大法曹」のホームページを開設しておりましたが、今般新たにスマートフォン用のサイトを開設しました。

できるだけ新しい情報を会員にお届けしたいという思いから、イベント開催予告とその終了後速やかにホームページに記事を掲載する体制をとりました。委員会、全国の分会の熱心な活動を速やかにお伝えすることができるようになりました。

又、中大法曹ニュースにいわゆるQRコードを付けて、スマートフォンから中大法曹会のホームページへ直ちにアクセスできるようにしました。

3. 中大法曹ニュース第11号

会員の最大の関心事である、都心移転の話をもっとトップページに持ってきました。この時点では具体的な事項が決まっておらず、また公表できないことが多かったのですが、林勘市常任理事に無理をお願いして「中長期事業計画の進捗状況」という題で、原稿を頂きました。

大村雅彦理事長、福原紀彦学長、小木曾綾法務研究科長、星野智法学部長、大谷隼夫幹事長から、それぞれご挨拶を頂きました。

新機軸を出すようにとの大谷幹事長からの指示もあって、分会活動報告を企画したところ、茨城支部、神奈川支部、愛知支部、大阪支部、九州・山口支部、宮崎支部から報告して頂きました。当初は原稿が集まらないのではないかと危惧しておりましたが、い

ずれの支部の先生方からも積極的なご協力を頂き、そのため紙面を当初予定より増やすことになり、うれしい悲鳴を上げることになりました。

最後に内藤貴昭交流委員会委員長から行政書士白門会、社会保険労務士会、司法書士白門会、中央大学技術士会との交流会の報告をして頂きました。

4. 中大法曹第29号

中大法曹ニュース発行に安堵していたのも束の間、すぐに中大法曹の編集作業に取り掛かりました。

法学部の都心移転問題が依然として会員の最大の関心事であったわけですが、平成30年12月末に文京区茗荷谷の土地の入札結果が出るのが分かっていたので、良い結果が出れば巻頭に都心移転問題の記事を載せよう、悪い結果だったらどうしようなどと、幹事長、委員一同大変気をもんでいました。結果はご承知のとおり見事落札がかない、トップページに林勘市常任理事の話を持ってくることができました。

特集記事としては、加藤新太郎先生、小林信明先生の講演録を載せることができました。加藤先生からは、弁護士の有能さ、弁護活動の留意点について、裁判官としてのご経験を踏まえユーモアを交えながら、貴重なご示唆を頂きました。小林先生からは、倒産、事業再生について、ご自身のご経験を踏まえながら、この分野における最先端のお話を伺うことができました。

大村雅彦理事長、酒井正三郎総長、福原紀彦学長、小木曾綾法務研究科長、星野智法学部長、富澤章司同窓会会長、神洋明会長、大谷隼夫幹事長からも、それぞれご挨拶を頂きました。

又、中大法曹会からの奨学金受領者、法曹会賞受賞者の話、法廷傍聴会の記事など盛りだくさんです。ぜひお手元の記事をご確認くださいませようお願い申し上げます。

会則検討委員会活動報告書



会則検討委員会委員長 元木 徹

第1

当委員会は大谷隼夫幹事長の下記二つの諮問事項について、検討・協議し、答申を行った。

1 平成29年6月19日付諮問事項

本会の会則、その他の規定と会務運営の実態に齟齬がないか調査、検討し、問題点について明らかにして、その改善策、規定の改廃、新たな規定の策定等について提言されたい。

2 平成30年7月20日付諮問事項

当会「幹事長」及び「副幹事長」の呼称を、当会「会長」及び「副会長」に変更するにあたり、会則、規程及び規則の改正作業を着手されたい。

また、本会の会則、その他の規定と会務運営の実態に齟齬がないか調査、検討し、改善すべき点があればその改正案を提言されたい。

第2 平成29年6月19日付諮問事項の検討及び改正点

当委員会は、平成29年9月21日以降4回の委員会を開催し、本会の会則、その他の規定等の全てにわたり詳細に検討し、平成30年1月24日答申した。その改正は多岐にわたるが、そのうち重要な改正点は以下のとおりである。

1 会則について

- (1) 会則第4条第2項は、「本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の承認を得なければならない。」と規定しているが、従前より、正会員（学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者）は、現状、本会に当然入会するものと扱われており、同項の承認を得る手続きは行われていない。そこで、準会員についても、学員である司法修習生・司法試験合格者・外国の法曹の入会を促進するため、同項の常任幹事会の承認を不要とし、書面で入会の意思を明確に把握することで入会を認めることとし、本条第1項二号に所要の改正をして第2項を削除した。
- (2) 会則第6条第2項ただし書は、「副幹事長8名は、支部が選出した候補者の中から選任する。」

と規定しているが、現実には支部から8名の候補者が選出されておらず、その結果、第5条二号が、副幹事長の人数を13名と規定しているにも関わらず、副幹事長の人数が13名に達していない。このような会則と会務運営の実態との齟齬を解消するため、第6条第2項ただし書を削除し、副幹事長の人数を「10名以内」とした。

- (3) 会則第8条で顧問と参与を置くこととされているが、それぞれの委嘱基準及び任務が不明であり、顧問のほかに参与を置く必要性には疑問があるので、次回の総会の際に現任の参与を顧問に委嘱し、参与を廃止して顧問に統一するとともに、改正後の顧問の委嘱基準を「幹事長経験者」と明示し、顧問の委嘱に総会決議を不要とする旨答申した。

なお、平成30年5月16日の総会で顧問の委嘱基準を「幹事長経験者等」とすべきとの意見があり、そのように修正した。

2 規程について

- (1) 本会の諸規程では選出母体を表現するのに「ブロック」が通用しており、幹事候補者選出規程第2条も他の諸規程にあわせて「ブロック」という用語に統一した。

また、幹事的人数が多数のため投票による選出は現実的には考え難く、投票以外の方法によることは当然であることから、同条本文の「投票以外の方法により」を削除した。

公証人についても独自のブロックを設けることが適当であるため、新たに同条に独立した「公証人ブロック」を設けた。

さらに、同条七号で、8支部が各々若干名を選出し、合計400名以内となっているが、分会的な形で札幌、九州山口、四国、神奈川が存在する反面、存在しない支部があるのが現状であることから、各支部若干名選出の規定を全て削除し、分会を含む支部全体で400名以内を選出することのみを規定した。

- (2) 支部規程第3条は、会則第4条第2項の削除に伴い、「会則第4条第2項の規定にかかわらず、」

の部分削除し、支部の準会員の定義を本会の準会員の定義とあわせた。

3 規則について

- (1) 人事委員会では同規則第3条の定数を超える委員が選任されてきている現状を踏まえ、東京三弁護士会の各ブロックの委員を増やし、公証人ブロックを新たに設け、「裁判所、検察庁、公証人ブロック 3名以内」とした。

法職教育検討委員会規則第3条、大学問題委員会規則第3条、進路指導対策委員会規則第4条2項にも、公証人ブロックを新たに設け、所要の改正をした。

- (2) 表記の統一

諸規則で項及び号の表記が、漢数字と算用数字とが混在しているものを、項の表記を算用数字に、号の表記を漢数字に統一した。

4 その他

テミスを育む会運営委員会規則はその役目を終えたこと、また、募金実行委員会規則は同規則の第6条で平成24年3月末日をもって既に解散されていることから、両規則は廃止することが相当である旨答申した。

その結果、テミスを育む運営委員会規則は廃止された。募金実行委員会規則については、募金の必要が生じたときにはその募金のための新たな規則を制定することが相当であることを答申書で付言した。そして、同規則は、平成30年5月16日の総会において廃止し、同時に同内容で新規則として制定された。

第3 平成30年7月20日付け諮問事項の検討及び改正点

当委員会は、平成30年8月9日以降2回の委員会を開催し、本会の会則、その他の規定等を検討し平成30年11月30日に答申した。その改正の要点は以下のとおりである。

1 「幹事長」及び「副幹事長」を「会長」及び「副会長」とする改正

会則、規程、規則において、「幹事長」及び「副幹事長」の文言をそれぞれ「会長」及び「副会長」の文言と置き換えた。これに関連して、実質的な内容面の改正を伴わない形式面の改正も行うべき部分があり、その改正も行った。

2 「会長」及び「副会長」の選任を総会の決議事項とする改正

従前、「幹事長」は第9条で「本会を代表」とされているが、その文言上は中央大学法曹会の幹事の長とされており、それ故に、会則第6条第2項では「幹

事長」は幹事の互選により選任されるようになっていた。しかし、「会長」は文言上中央大学法曹会の長を示すことから、「会長」は総会で選任することとした。この理は「副会長」も同様なので、「副会長」も総会での選任とした。

3 半数改選の定めを削除

改正前の法職教育検討委員会規則第5条第1項及び進路指導対策委員会規則第5条では、委員の任期が2年とされ、1年ごとに半数を改選すると定められているが、半数改選の理由が不明で、実際も半数改選も行われていないため半数改選を必須とする定めを削除した。

4 募金実行委員会規則中任期を2年とする改正

募金実行委員会規則(平成30年5月16日制定)は、正副委員長、事務局及び期別責任者の任期が3年とされている。しかし、他の委員会は規則上全て任期が2年であり、再任可能が明記されている。募金実行委員会でも他の委員会や執行部との連携の必要から実際は3年でなく2年で運用されている。そこで、同委員会も任期を2年とし、再任が可能であるとした。

第4 執行部提案の会員資格追加の改正

会則第4条の会員資格は、正会員も準会員も「学員」に限定されている。しかし、本学学部または大学院在学中に予備試験合格後司法試験に合格し本学を中退した法曹にも会員資格を与えるべきとの要請や意見が多い。

そこで、執行部提案を執行部と当職とで協議し、第4条に新たに以下の第2項を加え、これらの者も幹事会の承認を条件に正会員となれるよう会員資格を追加する規定を設けた。

第4条

- 2 前項一号にかかわらず、中央大学又は中央大学大学院に在学したことのある法曹のうちから幹事会において承認された者は正会員とする。

第5

平成30年1月24日付答申書に基づく改正案は、同年5月16日開催の総会において承認された。また、同年11月30日付答申書及び執行部提案の改正案は、平成31年1月23日開催の幹事会で承認されたので、令和元年5月31日開催の総会で承認の予定である。

本号の「中大法曹」には、本稿記載の答申や執行部提案に基づき改正した会則、規程、規則が掲載されている。

機構改革特別実行委員会活動報告



機構改革特別実行委員会委員長 森 徹

- 2017年度に引き続き委員長を務めさせていただきました。
- 当委員会は「本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うこと」（中央大学法曹会 機構改革特別実行委員会規則第2条）を目的としております。本年度もこの目的に沿って、活動を行いました。
- 当委員会に対しましては、2017年度現執行部発足当初に、執行部から以下のような諮問がなされております。
「(1) 本会の組織を全国規模に拡大するため地域支部、支部分会の増設に向けた活動を具体的に企画し、提言され、実行されたい。
(2) 既設支部との交流、連携による組織強化策、活性化策について、具体的に企画し、提言され、実行されたい。」
- 私は委員長に選任された後に、まず、諮問に対する答申書を起案し、それを検討するのも良いが、まず、書面上の答申ではなく、すぐにでも実行可能なものは実行し、可能なものについては試行をして検討を行うという、いわば、走りながら考えるという方針で臨むことと致しました。
- この方針のもと、当委員会は、2018年4月11日の委員会で累計16回（第1回目の流会分を除く）の委員会を開催致しました。
前回、2017年度報告では、2018年4月19日まで7回の委員会（第1回目の流会分を除く）を開催したことをご報告しましたが、それ以降も、ほぼ1月半に1回のペースで委員会を開催し、毎回、数名の委員の方と幹事長、事務局長、担当事務次長にご出席いただきました。
- 本年度の活動は、上記諮問事項の(1)について検討し、実行に移しました。
昨年度は、どちらかという、活発に活動していたいている九州・山口支部（分会。以下、同様。）、大阪支部、神奈川支部、宮崎支部、茨城支部の現在の活動状況などをお聞きし、広く会員間で共有すべく、広報誌上で、あるいは総会にご出席いただいて活動状況

を御報告いただきことが中心でした。いわば、上記諮問事項の(2)の実践ということとなります。

本年度は、いよいよ、全国的に拡大するために、各地のキーマンとなっていただく方を個人的な伝手などを通じて選び出し、支部設置（再興）の準備会の開催へのご協力の可否を打診致しました。

そして、2018年の秋口からは、お引き受けいただいたキーマンの方々に依頼文をメールでお送りし、準備会の開催をお願い致しました。

- ちょうど2018年12月ころからは、各地で分野別修習のために第72期司法修習生が配属されておりましたので、中大学部・中大ロー出身の修習生の歓迎企画を兼ねて、各地での会合の開催をお願い致しました。

その数は、十数箇所に及びます。キーマンを快くお引き受けいただいた全ての方をここでご紹介したいところですが、紙幅の関係上、割愛させていただきます。

改めてこの場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。

- ここで、特にご紹介させていただくのは、2019年2月8日に、広島で再興に向けての準備会（かつて広島では支部規則まで整備して活動されていたとのこと）が開催されましたことと、同月14日に、栃木で高木光春先生が発起人となり設立準備会が開催されたことをご紹介したいと思います。

いずも大谷幹事長自らが出席され、各地の方々と懇親されましたが、両地とも大盛会で、栃木では、弁護士のみならず判検事も参加されたとお聞きし、中大法曹の層の厚さを実感致しました。

また、これだけの大盛會に導く過程での、キーマンとなられた方々、各地の会員の方々のご苦勞がしのべれます。

これから、各地で、さらに、準備会が開催されることと思います。

今後の各地での皆様のご活躍に期待したいと思います。

引き続き、中大法曹会の拡大に向けて微力ながら全力を傾注したいと思っております。

今後とも、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年・30年度 事業・活動報告



中央大学法曹会事務局長 **森田 憲右**

平成29年5月24日

平成29年度定時総会
(平成28年度第4回常任幹事会・拡大幹事会)
法曹会館(参加者49名)

- 1 法曹会代表者等名称変更の件
 - 2 平成28年度活動報告承認の件
 - 3 平成28年度決算承認の件
 - 4 平成29・30年度幹事・会計監事選任の件
 - 5 平成29・30年度幹事長・副幹事長・
常任幹事選任の件
 - 6 平成29・30年度事務局長・
事務局次長選任の件
 - 7 平成29・30年度各種委員会委員選任の件
 - 8 平成29年度活動方針承認の件
 - 9 平成29年度予算承認の件
 - 10 その他
- 講演
演題 「弁護士に明るい未来はあるのか？」
講師 鳥飼重和弁護士

平成29年5月31日

大澤成美弁護士を中央大学監事候補者として推薦

平成29年6月1日

新旧執行部引継ぎ

平成29年6月3日

中大技術士会懇親会
理工学部 大谷幹事長, 森田事務局長出席

平成29年6月17日

学員体育会懇親会出席 駿河台記念館
大谷幹事長, 森田事務局長出席

平成29年6月19日

平成29年度第1回執行部会 弁護士会館

- 1 本年度の執行部会日程の件
- 2 常任幹事会・拡大幹事会の日程案と副幹事長の
担当割の件
- 3 第1回常任幹事会・拡大幹事会の件
- 4 幹事・常任幹事の名簿整理の件

- 5 ホームカミングデーの無料法律相談の
実施等の件
- 6 各種委員会への諮問事項の報告
- 7 短答式試験練習会の主催の件
- 8 歴代幹事長会議の件
- 9 各支部会への参加の報告

平成29年6月24日

中央大学評議員会 駿河台記念館
大澤成美弁護士監事選任

平成29年6月24日

社労士白門会懇親会 駿河台記念館
大谷幹事長出席

平成29年6月25日

行政書士白門会平成29年度基調講演会及び懇親会
駿河台記念館 大谷幹事長出席

平成29年7月6日

歴代幹事長会議 サンミ高松

平成29年7月7日

公認会計士白門会懇親会 駿河台記念館
大谷幹事長, 小峯事務次長出席

平成29年7月10日

第2回執行部会 弁護士会館

- 1 第1回拡大幹事会の準備状況の報告
- 2 ホームカミングデーの準備状況の報告
- 3 委員会の構成等の件
- 4 スマホ対応ホームページ作成の件
- 5 委員会等活動報告
- 6 各支部会への参加の報告

平成29年7月20日

大阪支部総会・懇親会 大阪弁護士会館
大谷幹事長, 松田副幹事長出席

平成29年7月24日

日本比較法研究所との懇談会 季の庭

山崎前幹事長，松田前事務局長，大谷幹事長，
森田事務局長出席

平成29年8月7日

平成29年度第1回常任幹事会・拡大幹事会
ホテルグランドヒル市ヶ谷(参加者48名)

- 1 年間活動予定報告
中央大学法科大学院同窓会との共催企画
「若き法曹の活動分野～司法試験合格から、
法曹4年目までの道のり～」
司 会 富澤章司(66期 弁護士
中央大学法科大学院同窓会会長)
- パネラー 岩下弘毅判事補(66期)
榎 絢子弁護士(66期)
沼倉 悠弁護士(66期)
山根 誠之検事(66期)

平成29年8月

中央大学総長選考委員会委員として、
7名(ほか学研連推薦 2名)を推薦

平成29年8月

平成29年度中央大学商議員候補者推薦委員会委員
として、5名を推薦，協議員候補者として、3名を
推薦

平成29年8月21日

第3回執行部会 弁護士会館

- 1 各種委員会報告
- 2 第2回常任幹事会拡大幹事会の件
- 3 ホームカミングデー無料法律相談実施の件
- 4 社労士会との交流会並びに
ホームページ掲載の件

平成29年9月19日

第4回執行部会 弁護士会館

- 1 各種委員会報告
- 2 第2回常任幹事会拡大幹事会の件
- 3 ホームカミングデー担当割の件
- 4 ホームページ(スマホ対応)の報告
- 5 幹事長，事務局長名称変更の件
- 6 会員への連絡方法(メール)の件

平成29年10月16日

第5回執行部会 弁護士会館

- 1 各種委員会報告
- 2 中央大学司法試験合格者祝賀会の件
- 3 ホームカミングデー準備状況の件
- 4 第2回常任幹事会拡大幹事会の件

平成29年10月22日

ホームカミングデー 無料法律相談会雨天中止、
名刺広告

平成29年10月26日

中央大学法曹会奨学生の活動成果・結果報告会
奨学生20名，大谷幹事長，森田事務局長出席

平成29年10月26日

司法試験合格者祝賀会(中央大学と共催)
ホテルグランドヒル市ヶ谷(参加会員47名)

平成29年10月28日

中央大学総長選考委員会

平成29年10月28日

中央大学評議員会 駿河台記念館

平成29年10月30日

中央大学総長選考委員会

平成29年11月1日

法廷傍聴会(中央大学正課授業，広報委員会協賛)
弁護士会館，東京地方裁判所
学生30名，講師 大谷隼夫弁護士，中井淳弁護士，
森田憲右弁護士，渡辺一成弁護士，野本未希弁護士，
山口純子弁護士

平成29年11月3日 秋の叙勲

永井ユタカ 先生 (瑞宝重光章・元大阪高裁判事)
坂井靖 先生 (瑞宝重光章・元広島地検検事正)
中路義彦 先生 (瑞宝重光章・元大阪家裁所長)
竹花俊徳 先生 (瑞宝中綬章・元静岡家裁所長)
中野信也 先生(瑞宝中綬章・元広島高裁松江支部長)
橋本和夫 先生 (瑞宝中綬章・元宇都宮家裁所長)
奈良道博 先生 (旭日中綬章・元日弁連副会長)
塚本侃 先生 (旭日中綬章・元日弁連副会長)
小幡雅二 先生 (旭日小綬章・司法研修所教官)

平成29年11月13日

第6回執行部会 弁護士会館

- 1 各種委員会報告
- 2 第2回常任幹事会，幹事会準備の件

平成29年11月22日

第2回常任幹事会・幹事会 駿河台記念館
(参加者44名)

- 1 各種委員会報告
- 2 第3回常任幹事会・拡大幹事会日程変更の件
講演

「風雪に耐える捜査」
～再審無罪事件や本部係検事の経験を通して～
伊藤鉄男弁護士（元最高検察庁次長検事）

「東京労働局の個別労働関係紛争の調整」
高橋克郎社労士
「男性の育児休業とその手続き」

平成29年11月28日

行政書士白門会との交流会 駿河台記念館
（参加会員12名）
エントリーシートによる交流

平成29年12月9日

学員体育会恒例懇親忘年会 駿河台記念館
大谷幹事長出席

平成29年12月17日

中央大学炎の塔開設15周年記念フォーラム・祝賀会
大谷幹事長出席

平成29年12月18日

第7回執行部会 弁護士会館
1 各種委員会報告
2 第3回常任幹事会・拡大幹事会の件
3 炎の塔15周年記念式典の件
4 日本比較法研究所募金の件
5 学員時報の執筆の件

平成30年1月15日

第8回執行部会 弁護士会館
1 各種委員会報告
2 第3回常任幹事会・拡大幹事会・新年会・
新法曹歓迎会の件

平成30年1月23日

南甲倶楽部新年賀詞交歓会
ホテルグランドパレス2階
大谷幹事長、森田事務局長出席

平成30年1月24日

第3回常任幹事会・拡大幹事会・新年会・
新法曹歓迎会
ホテルグランドヒル市ヶ谷（参加者66名）
1 各種委員会報告
2 神奈川支部活動紹介（高岡俊之弁護士）
講 演
「揺れる東アジアと日本政治の行方」
NHK解説委員 島田敏男先生

平成30年2月7日

社会保険労務士白門会との交流会 駿河台記念館
（参加会員18名）
当会会員山崎司平弁護士

平成30年2月19日

第9回執行部会 弁護士会館
1 各種委員会報告
2 定時総会準備の件
3 若手シンポジウムの件
4 ホームページ修正、中大ニュース見積の件
5 中大法曹用名刺作成の件
6 第10回執行部会日程変更の件

平成30年3月17日

中央大学評議員会 駿河台記念館

平成30年3月19日

法曹会賞（4名）授賞式 中央大学多摩校舎
大谷幹事長出席

平成30年3月20日

若手活動委員会主催 駿河台記念館（参加者24名）
「若手シンポジウム」
パネラー 飯塚卓也弁護士（知財）、
岩本充史弁護士（労務）、
伊東祐介弁護士（租税）、
コーディネーター 藍澤幸弘弁護士

平成30年3月23日

第10回執行部会 弁護士会館
1 各種委員会報告
2 定時総会準備の件
3 次回講演の件
4 法曹会賞の件
5 次年度日程の件
6 会費督促の件

平成30年3月24日

中央大学法科大学院修了式 大谷幹事長出席

平成30年3月28日

高村法曹講演会 松本楼 大谷幹事長出席

平成30年4月2日

司法書士会との交流会 駿河台記念館
（参加会員21名）
当会会員小峯健介弁護士
「民法（相続関係）改正のポイント」

平成30年4月4日

中央大学法科大学院入学式 大谷幹事長出席

平成30年4月29日 春の叙勲

高村正彦 先生
 (旭日大綬章・元外務・防衛・法務各大臣, 自民党副総裁)
 保岡興治 先生 (旭日大綬章・元法務大臣)
 笠間治雄 先生 (瑞宝大綬章・元検事総長)
 山岸憲司 先生
 (旭日重光章・元日本弁護士連合会会長)
 滝澤孝臣 先生
 (瑞宝重光章・元知的財産高等裁判所判事)
 有田知徳 先生
 (瑞宝重光章・元福岡高等検察庁検事長)
 増田暢也 先生
 (瑞宝重光章・元仙台高等検察庁検事長)
 渋谷勇治 先生
 (瑞宝中綬章・元青森地方検察庁検事正)
 仲田 章 先生
 (瑞宝中綬章・元新潟地方検察庁検事正)
 本田守弘 先生
 (瑞宝重光章・元広島地方検察庁検事正)
 福本孝行 先生
 (瑞宝中綬章・元鳥取地方検察庁検事正)
 栗林正清 先生
 (旭日小授章・元日本弁護士連合会理事)

平成30年5月7日

第9回執行部会 弁護士会館

平成30年5月10日

技術士会との交流会 駿河台記念館
 当会会員矢部耕三弁護士
 「弁護士と技術士の業務
 …その接点とさらなる可能性」
 参加者：法曹会19名, 技術士会18名,
 弁理士会5名

平成30年5月16日

平成30年度定時総会(平成29年度第4回常任幹事会・
 拡大幹事会) 東海大学校友会館(参加者57名)
 1 各委員会報告の件
 2 会則改正及び顧問選任の件
 3 平成29年度活動報告承認の件
 4 平成29年度決算承認の件
 5 平成30年度活動方針承認の件
 6 平成30年度予算承認の件
 7 支部活動報告の件

平成30年5月18日

学会支部長会議 大谷幹事長出席

平成30年5月26日

中央大学評議員会, 理事会 駿河台記念館
 福原学長選出

平成30年5月19日

中央大学学会定時協議員会・定時学員総会

平成30年5月31日

国会白門会総会・懇親会
 永田町ザ・キャピトルホテル東急
 神副幹事長出席

平成30年6月9日

学員体育会懇親会 大谷幹事長出席

平成30年6月16日

中央大学法曹九州山口大会(沖縄大会)
 ANAクラウンプラザホテル 沖縄ハーバービュー
 大谷幹事長, 松田副幹事長出席

平成30年6月18日

平成31年度第1回執行部会 弁護士会館
 1 本年度の執行部会日程の件
 2 常任幹事会・拡大幹事会の日程案と
 副幹事長の担当割の件
 3 第1回常任幹事会・拡大幹事会の件
 4 幹事・常任幹事の名簿整理の件
 5 ホームカミングデーの無料法律相談の
 実施等の件
 6 各種委員会への諮問事項の報告
 7 短答式試験練習会の主催の件
 8 歴代幹事長会議の件
 9 各支部会への参加の報告

平成30年6月23日

社会保険労務士白門会 大谷幹事長出席

平成30年6月24日

行政書士白門会 基調講演会及び懇親会
 駿河台記念館 小峯事務次長出席

平成30年7月13日

中大法科大学院同窓会・中大法曹会若手会員活動委
 員会・進路指導対策委員会共催 弁護士会館
 パネルディスカッション
 「～今, 進路先が若手法曹に求める人材とは?～」
 弁護士会館

(飯塚卓也弁護士・田中康一弁護士・柴田睦月弁護士)
(参加者27名)

平成30年7月17日(火)午後0時

第2回執行部会 弁護士会館

- 1 各委員会報告
- 2 中大ニュースの件
- 3 パネルディスカッションの件
- 4 裁判傍聴会の件
- 5 第1回常任理事会・拡大幹事会の準備の件
- 6 司法試験合格者祝賀会の準備の件
- 7 幹事長の名称変更の件

平成30年7月18日(水)

中央大学法曹会大阪支部
(支部長塩路広海, 会員333名) 総会兼懇親会
大阪弁護士会館
大谷幹事長, 小峯事務次長出席

平成30年7月23日(月)

鑑定士会との交流会 駿河台記念館
講師 久下武雄不動産鑑定士
「裁判にて頻出する!不動産の継続賃料について」
参加者: 法曹会15名, 鑑定士会15名

平成30年8月3日(金)

第1回常任幹事会・拡大幹事会
ホテルグランドパレス(参加者78名)
講演
加藤新太郎弁護士
『弁護士の有能さ(コンペテンシイ competency)
を考える』
懇親会

平成30年8月20日(月)午後6時

- 第3回執行部会 弁護士会館
- 1 中大法曹ニュース, 会費納入願い発送の件
 - 2 司法試験合格者祝賀会の準備の件
 - 3 第1回拡大幹事会の会計報告及び第2回拡大幹事会の準備の件
 - 4 ホームカミングデー準備の件
 - 5 法廷傍聴会講師の件
 - 6 各種委員会報告の件

9月18日(火)午後0時

- 第4回執行部会 弁護士会館
- 1 事業報告の件
 - 2 東京都支部構想の件
 - 3 第2回拡大幹事会準備の件
 - 4 ホームカミングデー準備の件

- 5 司法試験合格者祝賀会の件

平成30年10月7日(日)

ホームカミングデー(無料法律相談会等)
法律相談(7件)

平成30年10月15日(月)午後0時

- 第5回執行部会 弁護士会館
- 1 事業報告の件
 - 2 司法試験合格者祝賀会の件
 - 3 第3回拡大幹事会の件
 - 4 法曹会賞の件
 - 5 ホームカミングデー法律相談の報告の件

平成30年10月21日(日)

行政書士白門会創立20周年記念祝賀会
大谷幹事長出席

平成30年10月26日(金)

司法試験合格者祝賀会(中央大学と共催)
ホテルグランドヒル市ヶ谷(参加会員38名)

平成30年10月27日(土)

英語学会OB会支部総会 大谷幹事長出席

平成30年10月31日(水)

法廷傍聴会(中央大学正課授業, 広報委員会協賛)
弁護士会館, 東京地方裁判所 学生26名,
講師 中井淳弁護士, 熊谷明彦弁護士,
清水保晴弁護士, 渡辺一成弁護士,
小峯健介弁護士, 山口純子弁護士

平成30年11月3日

秋の叙勲
栗林正清 先生
(旭日小授章・元日本弁護士連合会理事)
千葉景子 先生 (旭日大授章・元法務大臣)
佐藤彰一 先生 (瑞宝重光章・名古屋大学名誉教授)
一宮和夫 先生(瑞宝重光章・元大阪高等裁判所判事)
寺尾 洋 先生(瑞宝重光章・元福岡高等裁判所判事)
伊藤鉄男 先生 (瑞宝重光章・元次長検事)
中村喜美郎 先生 (瑞宝中授章・群馬大学名誉教授)
高野芳久 先生 (瑞宝中授章・元新潟家庭裁判所長)
太田文保 先生
(瑞宝中授章・元岡山地方検察庁検事正)
平林慶一 先生
(瑞宝中授章・元金沢家庭裁判所長)
古川行男 先生 (瑞宝中授章・元神戸家庭裁判所長)
水谷 賢 先生
(旭日中授章・元日本弁護士連合会副会長)

高橋理一郎 先生
 (旭日中綴章・元日本弁護士連合会副会長)
 後藤仁哉 先生
 (旭日小綴章・元最高裁司法研修所教官)
 田中 茂 先生 (旭日小綴章・元日弁連常務理事)
 松田政行 先生
 (旭日小綴章・元最高裁司法研修所教官)

平成30年11月8日(金)

弁理士との交流会 駿河台記念館,
 冒頭スピーチ, 山岸久晃弁護士・中村仁弁理士,
 グループディスカッション
 参加者: 法曹会16名, 弁理士15名

平成30年11月10日(土)

中央大学評議員会

平成30年11月19日(月)午後0時

第6回執行部会 弁護士会館
 1 事業報告の件
 2 第2回拡大幹事会準備の件
 3 第3回拡大幹事会の件
 4 日弁連からの協力依頼の件

平成30年11月21日(水)午後5時30分

第2回拡大幹事会・幹事会(参加者43名)
 1 各委員会報告
 2 幹事長の名称変更
 講 演
 「～倒産:事業再生の新しい流れ～」
 講師 小林信明先生

平成30年11月24日(土)

日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム
 駿河台記念館 大谷幹事長出席

平成30年12月8日(土)午後5時30分

学員体育会懇親忘年会, アジア大会報告会
 駿河台記念館 大谷幹事長出席

平成30年12月15日(土)

社会保険労務士白門会 研修・望年会
 駿河台記念館 大谷幹事長出席

平成30年12月17日(月)午後6時

第7回執行部会 弁護士会館
 1 事業報告の件
 2 第3回拡大幹事会の件
 3 総会の件
 4 3月19日講演会の件

5 各支部(宇都宮支部, 愛知県支部)及び広報の件

平成31年1月21日(月)午後0時

第8回執行部会 弁護士会館
 1 事業報告の件
 2 第3回拡大幹事会の件

平成31年1月22日(火)

中央大学南甲倶楽部 新年賀詞交歓会
 東京ドームホテル 大谷幹事長出席

平成31年1月23日(水)午後6時0分

第3回拡大幹事会 弁護士会館(参加者17名)
 1 会則改正の件
 2 中央大学法曹会賞受賞資格の件

平成31年1月26日(土)

中央大学法学部法曹関連科目担当者による
 合同懇親会 松田副幹事長出席

平成31年2月7日(木)

社会保険労務士会との交流会 駿河台記念館
 講師
 山口純子弁護士「労使紛争と弁護士業務」,
 長谷川淳一社労士
 「労働局による総合労働相談からみた
 労使トラブルの現状と今後の対応」
 参加者: 法曹会24名, 社労士会20名

平成31年2月8日(金)午後6時

法曹会広島支部交流会(今井光支部長)
 リーガロイヤルホテル広島(参加者20名)
 大谷幹事長出席

平成31年2月14日(木)午後6時

法曹会栃木支部創立総会(高木光春支部長)
 四季料理はな坊(参加者26名)
 大谷幹事長出席

平成31年2月18日(月)午後0時

第9回執行部会 弁護士会館
 1 事業報告の件
 2 総会準備の件
 3 3月19日講演会の件
 4 支部との会費分担の件

平成31年2月24日(日)

中央大学, 新聞各紙に,
 2023年法学部都心移転全面広告

平成31年2月28日(木)

法曹会岐阜支部設置準備委員会
岐阜都ホテル1階かいらん亭(参加者13名)

平成31年3月14日(木)午前10時

法曹会賞授与式 松田副幹事長出席

平成31年3月16日(土)

中央大学評議員会

平成31年3月18日(月)午後0時

第10回執行部会 弁護士会館

- 1 事業報告の件
- 2 総会準備の件

平成31年3月19日(火)

法曹会館

若手会員活動委員会主催

講演

「高裁裁判官から見た勝てる訴訟活動」

奥田 隆文先生(元東京高裁部総括判事)

平成31年3月21日(木)

中大大学院生対象の米国陪審制模擬裁判

(横須賀基地内) 松田副幹事長出席

平成31年3月22日(金)

中大学員会体育会アジア大会等祝勝会親睦会

大谷幹事長出席

平成31年3月24日(日)

中央大学法科大学院修了式 大谷幹事長出席

平成31年3月25日(月)

中央大学法学部等卒業式 大谷幹事長出席

平成31年3月26日(火)

中央大学法学部等入学式 大谷幹事長出席

平成31年3月30日(土)

司法書士白門会20周年記念式典 大谷幹事長出席

平成31年4月3日(水)

中央大学法科大学院入学式 大谷幹事長出席

平成31年4月8日(月)

評議委員会議長に坂巻國男弁護士を選任

平成31年4月15日(月)午後0時

第11回執行部会 弁護士会館

- 1 事業報告
- 2 総会準備の件

平成31年4月29日

春の叙勲(予定)

令和元年5月20日(月)午後0時

第12回執行部会 弁護士会館

- 1 事業報告
- 2 総会準備の件

令和元年5月25日(土)

中央大学評議員会

令和元年5月31日(水)午後5時30分

総会(法科大学院OB企画),
アルカディア市ヶ谷(私学会館)

- 1 会則改正の件
- 2 各委員会報告

【各種委員会開催】

1 人事委員会

平成29年9月26日, 12月6日,
平成30年3月22日, 4月25日, 8月23日,
平成31年1月30日, 2月27日

2 広報委員会

平成29年9月20日, 10月24日,
平成30年1月12日, 3月2日, 5月11日, 6月25日,
9月26日, 11月26日,
平成31年1月7日, 2月21日, 4月10日

3 会則検討委員会

平成29年9月21日, 10月31日, 11月14日,
平成30年1月16日, 8月9日, 9月27日

4 法職教育検討委員会

平成29年9月20日,
11月7日(大学問題委員会と共催), 12月4日,
平成30年8月28日
法廷傍聴会は, 前記のとおり。

5 大学問題委員会

平成29年9月6日, 10月10日,
11月7日(法職教育検討委員会と共催),
12月7日

6 機構改革実行特別委員会

平成29年10月16日, 11月27日, 12月20日,
平成30年1月22日, 2月15日, 3月13日,
4月19日, 5月21日, 7月2日, 8月2日,
9月6日, 10月11日, 11月20日,
平成31年1月22日, 2月25日, 4月11日

- 7 募金実行委員会
平成29年9月27日, 11月29日,
平成30年1月17日,
平成31年2月15日, 4月1日,
令和元年5月14日
- 8 若手会員活動委員会
平成29年9月11日, 11月13日, 平成30年4月25日,
5月30日, 9月25日
平成30年3月20日 若手シンポジウム 前記
のとおり。
平成30年7月13日パネルディスカッション 前
記のとおり。
平成31年3月19日 講演会 前記のとおり。
- 9 交流委員会
平成30年5月7日, 6月18日, 7月17日, 8月20日,
10月15日, 11月20日, 12月17日,
平成31年1月21日, 3月18日
各種交流会は, 前記のとおり。
- 10 進路指導対策委員会
平成29年9月27日, 11月16日,
平成30年1月30日
平成30年7月13日パネルディスカッションは,
前記のとおり。

以上



中央大学学員会会則

- (名称)
第1条 本会は、中央大学学員会と称する。
- (目的)
第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
一 奨学援助及び学術研究に対する助成
二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
三 父母連絡会との交流
四 学生との交流
五 会報の発行
六 学員名簿の編纂
七 その他必要と認める事業
- (会員及び準会員)
第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員とする。会員は、一定の会費を納入するものとする。
2 4年次以上の学部在籍学生を準会員とし、学員会の会員に準じる資格（学員会の意思決定への参画資格及び学員会役員への選任・被選任資格を有しない資格）を付与する。
一 準会員は、会費を大学に預託する。
二 準会員は、卒業の翌月から会員となる。
- (本部及び支部)
第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。
2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。
3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。
4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (役員)
第6条 本会に次の役員を置く。
一 会長 1人
二 副会長 10人以上20人以内
三 常任幹事 25人以上30人以内
四 幹事 100人以上150人以内
五 会計監事 4人又は5人
六 協議員 800人以上1000人以内
2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第1項に定める数の制限を受けない。
- (役員を選任)
第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。
2 協議員は、総会において選任する。
3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。
4 常任幹事は、幹事の互選による。
- (役員任期)
第8条 役員任期は、3年とする。
2 補欠又は補充によつて選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。
- (役員職務権限)
第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。
4 会計監事は、本会の会計を監査する。
5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。
- (名誉会長)
第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。
2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
- (名誉顧問)
第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。
2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。
3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
- (最高顧問)
第12条 本会に最高顧問を置くことができる。
2 最高顧問は、顧問、参与及び本会並びに大学に特に功績があつたと認められる者のうちから、会長・副会長会議において、これを決定する。
3 最高顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
4 最高顧問は、特別の事情があるときを除き終身在任する。
5 最高顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。
- (顧問)
第13条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

- 4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。
5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第14条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、特に本会の発展に功労があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。
4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。
5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。
5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第16条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

- 2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
4 協議員100人以上が、連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。
5 前三項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。
6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
7 協議員会は、次の事項を審議する。
一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
三 会則の改正、規程の制定及び改廃
四 名誉会長及び顧問の推戴
五 その他本会の重要な事項
8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第17条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第18条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第19条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第20条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第21条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第22条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(学校法人中央大学商議員候補者の選出)

第23条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学商議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第24条 本会の経費は、会費収入、支援金収入、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつてまかなう。

(会費の納入及び預託)

第25条 会員の会費は3万円とする。ただし、準会員が預託する場合は2万円とする。

- 2 会費の納入及び預託については、別に定める中央大学学員会費納入規程による。

(寄附金)

第26条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第28条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第29条 本会に中央大学学会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第30条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき(昭和52年5月12日)から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年5月末日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第10条第3項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第19条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第15条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第19条の規定にかかわらず、1万5千円とする。ただし、昭和52年12月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和52年度の会計年度)

8 昭和52年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、昭和52年4月1日から同年12月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和53年3月16日から施行する。

(経過規定)

2 第16条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧第16条の定めるところによる。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき(昭和58年3月11日)から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成11年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 学校法人中央大学商議員会の設置に伴い、商議員を推薦するため第22条を設置し、従来の会則第22条以下を1条ずつ繰り下げる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成13年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の二・三・四号及び六号を増員する。

附 則

この会則は、平成15年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月12日から施行する。

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15, 平28・11・23, 平30・5・16, 令元・5・31)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

- 一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。
- 二 準会員 中央大学の学員であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

2 前項第1号にかかわらず、中央大学又は中央大学大学院に在学したことのある法曹のうちから幹事会において承認された者は正会員とする。

第4条の2 会員は、会長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長10名以内
- 三 常任幹事100名以内
- 四 幹事2000名以内
- 五 会計監事3名以内

第6条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

第7条 役員任期は、2年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、

前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長経験者等の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の管理運営につき会長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 会長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中旬に会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 会長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、会長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事及び幹事をもって組織し、年2回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって組織し、年4回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、会長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、会長、副会長、支部長をもって組織し、年1回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 会長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、会長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15

日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第4条、第5条第2号、第6条2項及び第8条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 第4条の2第1項、第5条第1号及び第2号、第6条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条第1項から第3項まで及び第5項、第11条、第12条、第17条並びに第18条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

2 第8条第2項の改正規定の施行前に、幹事長の経験者であった者は、同項の会長経験者とみなす。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、会長に預託しなければならない。

2 前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等会長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、次の区分に従い、各別にその員数を選出するものとする。

- 一 東京弁護士会ブロック 500名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 250名以内
- 三 第二東京弁護士会ブロック 250名以内
- 四 都内各裁判所ブロック 40名以内
- 五 都内各検察庁ブロック 40名以内
- 六 公証人ブロック 20名以内
- 七 支部(分会を含む。)ブロック 400名以内
- 八 その他の正会員または準会員 20名以内

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条一乃至三の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、会長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 会長は、幹事に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第1項及び第4条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

2 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

3 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、会長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する次の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、当然、本会に入会したこととする。

- 一 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者
- 二 準会員 中央大学の学生であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 支部長は、会長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条 支部の会費は、会費規則第2条第2項に基づき支部において定める。

2 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、会長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

3 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、会長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することが

できる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

附 則

第3条及び第5条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「新法」という。)附則第7条第1項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展

を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、会長、副会長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第2項、第4条、第6条第2項及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程(以下「奨学金規程」という。)第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金(以下「基金」という。)を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金(以下「本奨学金」という。)は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科(以下「法務研究科」という。)に在籍する学生に

対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者(以下「本奨学生」という。)の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会(以下「奨学委員会」)の議を経て、法務研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推薦する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届けなければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する(以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。)

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学し

たとき

- 二 退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき
- 四 除籍となったとき
- 五 最終学年にある学生にあっては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかつたとき
- 六 前条第2項による辞退願が受理されたとき七その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

- 2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。
- 3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。
- 4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。5本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない理由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 東京弁護士会ブロック 6名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 3名以内

三 第二東京弁護士会ブロック 3名以内

四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 3名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員で互選する。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第5条及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会推薦の中央大学法職講座運営委員会委員 2名以内
- 二 中央大学法曹会推薦の中央大学司法特設講座担当講師 6名以内
- 三 東京弁護士会ブロック 8名以内
- 四 第一東京弁護士会ブロック 4名以内
- 五 第二東京弁護士会ブロック 4名以内
- 六 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規定は、平成6年12月9日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第5条第1項の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会選出の学校法人中央大学評議員若干名
- 二 東京弁護士会ブロック 24名以内
- 三 第一東京弁護士会ブロック 11名以内
- 四 第二東京弁護士会ブロック 11名以内
- 五 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局

担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

附 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

附 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

附 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学員

と連携して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

一 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

- 二 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 三 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 東京弁護士会ブロック 30名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 16名以内
- 三 第二東京弁護士会ブロック 16名以内
- 四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 12名以内
- 五 支部(分会を含む。)ブロック 20名以内
- 六 本会会長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

はその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

附 則

第3条及び第4条第2項の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条第2項及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

(設置)

第1条 本会に、機構改革実行特別委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

本規則は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

第1条 正副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 期別責任者は2年毎に見直すものとする。

第4条 委員長は、随時委員会を招集する。委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第5条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはか

らなければならない。同会合の結果、募金の推進の結果について事務局長にすみやかに文書を以って報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第1条、第2条及び第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会交流委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

この改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に若手会員活動委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第7条 委員会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿(平成29・30年度)

代表幹事	大谷隼夫(東弁)	事務局長	森田憲右(東弁)
副代表幹事	大澤成美(東弁)	事務局次長	木村英明(東弁)
副代表幹事	神洋明(一弁)	事務局次長	小関勇二(東弁)
副代表幹事	松田啓(二弁)	事務局次長	小峯健介(東弁)
副代表幹事	南山佳仁(法科大学院・二弁)	事務局次長	田中康一(東弁)
副代表幹事	桑原豊(大阪)	事務局次長	國井友和(東弁)
副代表幹事	伊達健太郎(九州)	事務局次長	山岸久晃(一弁)
副代表幹事	合田悦三(裁判所)	事務局次長	山口純子(一弁)
副代表幹事	小橋常和(検察庁)	事務局次長	山川典孝(二弁)
			山田瞳(二弁)

中央大学法曹会役員名簿(平成29・30年度)

1. 顧問

東京弁護士会(7名)

大高満範 木川統一郎 才口千晴 坂巻國男 深澤武久
 藤井光春 安原正之

第一東京弁護士会(6名)

川村延彦 竹村照雄 奈良道博 林勘市 松家里明
 横溝高至

第二東京弁護士会(4名)

小野道久 鈴木誠 千葉昭雄 山崎司平

2. 幹事(○は常任幹事)

東京弁護士会(221名)

相澤和義	藍澤幸弘	我妻真典	阿南三千子	阿部鋼
阿部正博	雨宮眞也	荒井清壽	荒井洋一	有馬幸夫
安藤貞一	安藤良一	伊井和彦	飯塚孝	飯塚卓也
○飯沼允	五十嵐二葉	石井芳光	石川秀樹	○石田茂昭
石葉泰久	○石灰正幸	石橋克郎	○石渡光一	伊藤茂朗
伊藤孝雄	伊藤まゆ	○稲田寛	井上章夫	井上朗
井上勝義	井上聡	岩井重一	上野廣元	植松功
宇佐見方宏	宇田川濱江	内野経一郎	内丸義昭	○伯母治之
海野秀樹	榎本峰夫	海老原覚	大澤一正	○太田治夫
太田秀夫	大西清	大森八十香	大山雄健	岡内真哉
小川信明	奥野善彦	小澤治夫	小名弦	小名雄一郎
小山田辰男	海法幸平	笠原克美	柏谷秀男	春日寛
片岡義広	勝野義孝	河東宗文	金井孝雄	○金澤恭男
神谷咸吉郎	亀井忠夫	菅重夫	岸本有巨	北村一夫
木下健治	木村晋介	木村康定	木村美隆	久木野利光
草川健	楠本博志	楠本雅之	國吉克典	久保英幸
倉田大介	黒岩哲彦	黒須雅博	厚井乃武夫	古賀政治
小林明彦	小林力	○小林信明	小林秀正	小林元治
小林喜浩	古笛恵子	小山勲	佐々木敏行	笹浪雅義
笹原信輔	佐瀬正俊	佐藤勝	佐藤正八	佐藤隆男
佐藤眞喜夫	佐藤雅彦	佐藤むつみ	志賀剛一	志澤徹
篠原煜夫	島田修一	清水紀代志	○白井正明	○水津正臣

- | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 菅沼真 | 菅野谷信宏 | 鈴木修司 | 鈴木正貢 | ○鈴木康洋 |
| ○瀨川徹生 | 関口徳雄 | 関高木國博 | 関本隆一 | ○鈴木木多賀 |
| 園田峯一 | 石内昌子 | 高竹原中敏夫 | 高崎中村英雄 | 曾高田千寺 |
| ○田中康一 | 田中紘太郎 | 堤淳一人 | 田津富中 | ○鈴木木康洋 |
| 塚越豊夫 | 堤村温勝 | 坂真秀治郎 | ○中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 寺口真導 | 中村茂八郎 | 中村裕正 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 長井松村 | 西込明彦 | 西谷川武弘 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 永中繩野 | 橋本幸次 | 林史眞 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 羽成守司 | 馬場辰夫 | 藤堀圓山 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 廣瀬正実 | ○福掘山憲彦 | 堀圓山 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 船戸卓裕 | 松崎田太博 | 三田隆剛 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 松宮口田 | 森山口昌一郎 | 安山本幸一郎 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| ○森憲司 | 山本幸一郎 | 吉田幸一郎 | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| ○山岸尚敬 | | | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 吉澤敬夫 | | | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |
| 脇田輝次 | | | 中根生玲子 | ○鈴木木康洋 |

第一東京弁護士会 (99名)

- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 青木一男 | 赤井文彌 | ○秋定和宏 | ○浅野貴志 | 新谷謙一 |
| 安西愈久 | 飯田数美 | ○碓由利絵 | 池内稚利 | 池田友子 |
| 石田裕久 | 伊集院剛 | 伊藤本政 | 岩田隆夫 | 大川平隆 |
| 大崎康博 | ○大山圭介 | 岡金澤賢 | 小金澤均 | 大奥金川 |
| 落合長治 | 片桐直人 | 川添志子 | 川原史郎 | 川神部直 |
| 金谷嘉靖 | 木ノ元直樹 | 窪来久美 | 熊谷明彦 | 神井憲郎 |
| 後藤仁哉 | 小林美智子 | ○嶋田貴文 | 斎藤祐一 | 山下田聰 |
| 篠原由宏 | ○島江辰男 | ○鈴木和茂 | 清水喜久 | ○鈴木木謙 |
| 末岡雄一 | 鈴川忠哲 | ○田中吉人 | 鈴木喜久 | ○土橋淳信 |
| 鈴木孝治 | 寺島比登 | ○寺中野正 | 田中信一 | ○中西坂隆 |
| 綱取浩輔 | 中野比登 | 樋口英智 | 中村忠啓 | ○西深見 |
| 丹羽健介 | 橋本吉良 | 藤村上智 | 平原朋憲 | ○元柳山 |
| 福田純一 | 松尾紀文 | ○八木清源 | 村下真紀 | ○柳山 |
| 細田良也 | 守屋部昌彦 | ○山吉岡健 | 保田孝壽 | ○柳山 |
| 森田康卓 | 山本昌彦 | | 山本孝壽 | ○柳山 |
| 柳本卓裕 | 依田公一 | | 吉川一 | ○柳山 |
| 葭葉裕子 | | | 渡辺 | ○柳山 |

第二東京弁護士会 (130名)

- | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|
| 相原英俊 | 青木二郎 | 朝倉淳也 | 渥美央二郎 | 阿部一夫 |
| 新井嘉昭 | 池田眞一郎 | 石川幸吉 | 石川宏 | 石黒康 |

市毛由美子	一瀬晴雄	井手大作	伊藤圭一	井野賢士
猪山雄央	井掘哲	今中美耶子	今村健一	岩崎政孝
岩本公雄	上野操	上原康弘	大川原	大本康志
岡本敬一郎	小川恵司	奥野大作	尾崎毅	小笹勝章
小野征彦	香川一雄	笠井直人	○鍛治美奈登	加戸茂樹
門屋征郎	鎌田正聰	亀井真紀	○嘉本益巳	北村晋治
木村武夫	清塚勝久	切貫総子	○釘澤知雄	栗林武史
河野浩	小海正勝	小林幸夫	○小松淳一	齋喜要
○齋藤亜紗美	坂井雄介	坂本行弘	○櫻井光政	笹瀬健児
○佐藤優	宍戸金二郎	清水洋二	杉井静子	鈴木周
鈴木雅芳	滝田裕	竹上英夫	竹下慎一	田代則春
田代浩誠	○田瀬英敏	多田武樹	○伊達俊二	田中宏
田中雅大	田中美登里	谷直樹	○田宮武文	○辻居幸一
○土井隆	戸谷雅美	○栃木敏明	○友部富司	○鳥飼重和
中所克博	中村鐵五郎	中吉章一郎	柳楽晃秀	○根岸清一
○行方美彦	奈良ルネ	○西浦善彦	○西本邦男	○平賀修
羽尾芳樹	長谷見峻一	○原誠	播磨源二	○古屋有実子
藤井篤	藤原真由美	舟木健	古屋亀鶴	松田政行
堀内幸夫	榎枝一臣	○増田径子	松井るり子	宮山雅行
松本公介	丸山輝久	三木茂	水口洋介	安井桂之介
村重慶一	村野守義	室谷和宏	森誠一	○山田明文
○柳澤泰	山内久光	山岡義明	山下清兵衛	○吉岡讓治
山田忠男	山本純一	雪下伸松	○横井弘明	脇坂治國
吉田榮士	吉田和夫	○吉野純一郎	萬幸男	

中央大学法曹会各種委員会名簿(平成29・30年度)

1. 人事委員会

委員長 (二弁)山崎司平
 委員 (東弁)石渡光一 稲田寛 大高満範 坂巻國男
 (一弁)奈良道博 松家里明
 (二弁)根岸清一

2. 広報委員会

委員長 (二弁)横井弘明
 委員 (東弁)圓山司 牧野英之 好川弘之
 (一弁)浅野貴志 碓由利絵 大山圭介 川崎直人 田中太陽
 (二弁)奥野大作 尾崎毅 平賀修

3. 会則検討委員会

委員長 (一弁)元木徹
 委員 (東弁)石田茂 太田治夫 水津正臣
 (一弁)金澤賢一 嶋田貴文 八木清文 若江健雄
 (二弁)土井隆 栃木敏明 根岸清一 宮山雅行

4. 法職教育検討委員会

委員長 (一弁)中井淳
 委員 (東弁)厚井乃武 安田隆彦 山本昌平 湯川將
 (一弁)熊谷明彦 清水保晴 福田純一
 (二弁)伊達俊二 田中宏 吉田榮士

5. 大学問題委員会

委員長	(東弁)	石渡光一																
委員	(東弁)	石田茂	稲田寛	太田治夫	大高満範	金澤恭男												
		坂卷國男	鈴木康洋	瀬川徹	田中紘三	澤島義憲												
		福家辰夫	藤原力	堀合辰夫	原正之	岸憲健												
	(一弁)	秋定和宏	池内稚利	島田一彦	本吉男	丹羽健介												
		林勘市	元木徹	横溝高至	部耕三													
	(二弁)	嘉本益巳	小海正勝	伊達俊二	千葉昭雄	土井隆平												
		栃木敏明	行方美彦	根岸清一		山崎司												

6. 機構改革実行特別委員会

委員長	(東弁)	森徹																
委員	(東弁)	伊藤茂昭	伯母治之	太田治夫	小林元治	鈴木康洋												
		高石昌子	高柳一誠	富澤章司	中村博	西原正騎												
		宮崎敦彦																
	(一弁)	神部範生	小口隆夫	島田一彦	竹川忠芳	山本隆幸												
	(二弁)	嘉本益巳	友部富司	宮山雅行														

7. 募金実行委員会

委員長	(一弁)	林勘市																
委員	(東弁)	佐藤勝	水津正臣	中島義勝	長谷川武弘	水庫正裕												
	(一弁)	鈴江辰男	八木清文	葭葉裕子														
	(二弁)	大本康志	根岸清一															

8. 進路指導対策委員会

委員長	(一弁)	秋定和宏																
委員	(東弁)	石灰正幸	石橋克郎	大山雄健	佐藤雅彦	内藤貴昭												
		松村卓治	松山憲秀	森澤賢一	寺本吉男	村上智裕												
	(一弁)	池田友子	大川隆之	金澤賢一	寺本吉男	村上智裕												
	(二弁)	渥美央二郎	小川恵司	亀井真紀	河野浩	田中宏												

9. 交流委員会

委員長	(東弁)	内藤貴昭																
委員	(東弁)	相澤和義	石渡光一	坂卷國男	鈴木康洋													
	(一弁)	川添丈	嶋田貴文	鈴木和憲	鈴木謙	藤原朋奈												
		横溝高至	吉岡毅	渡辺一成														
	(二弁)	佐藤優	田宮武文	千葉昭雄	山崎司平													

10. 若手会員活動委員会

委員長	(二弁)	根岸清一																
委員	(東弁)	藍澤幸弘	飯塚卓也	井上朗	岡内真哉	小林力												
		藤原力	宮口裕幸															
	(一弁)	伊集院剛	大山圭介	片桐武	五来久美子	末岡雄介												
		橋本祥	樋口收	柳田康男														
	(二弁)	小松淳一	田瀬英敏	田中雅大	舟木健													

編集後記

中央大学の校歌は、「草のみどりに風薫る 丘に目映き白門を」で始まりますが、われわれが学んだ駿河台校舎は、緑がほとんどなくて正門を入れて敷地の外に抜けるまで数分で足りるような狭い土地に立っていました。校歌を歌うたび聞くたびに現実とは全然違うよな、などと友人と話していたころを懐かしく思い出します。

多摩丘陵の地に移転して校歌と現実が一致し、勉強環境が格段に充実したものの、都心に憧れる学生の本音を読み切れなかったためか、法学部の地盤沈下が続く、爾来都心回帰が中大法曹の悲願のようになりました（私自身も都心回帰を支持しますが、他方多摩でお世話になった方々のことを思うと、いささか複雑な思いが去来するところもあります。）。

私が広報委員会の委員長に就任してからも、常に都心回帰の問題が最大の関心事で、中大法曹ニュースや本号もこの問題が記事の中心になりました。

昨年12月には入札結果がどうなるのか、大変気をもんで待っていましたが、林勘市常任理事をはじめ関係者の方々の努力が実って会員の皆様に吉報を伝えることができました。いまだ土地が決まったばかりとはいえ、今まで理念や計画ばかり先走っていたものが、ようやく地に足の着いた具体的な計画として進展させることができるようになったことの意義は非常に大きく、こういう時期に広報を担当できたことは大変幸運だったと感じております。

締切に追われ、時間に追われ、いつもギリギリのところでは仕事をしていましたが、今回も当初の予定した時期に中大法曹を発行、配布することができました。

編集に多大な協力をして頂いた幹事長大谷隼夫先生、森田憲右先生、國井友和先生、碓由梨絵先生に深く感謝申し上げます。

(広報委員会委員長 横井 弘明)

中大法曹 No.29

令和元年5月22日 印刷

令和元年5月31日 発行

(非売品)

発行人 大谷隼夫

編集人 横井弘明

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社プロネート

東京都板橋区前野町2-19-8

電話 (03) 5392-7221

中央大学 校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

- 一 草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああ中央 われらが中央
中央の名よ光あれ
- 二 よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああ中央 われらが中央
中央の名よ誉あれ
- 三 いざ起たて友よ時は今
新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展げゆく
ああ中央 われらが中央
中央の名よ栄あれ

中央大学 応援歌

中央大学学生会選定歌詞
古関裕而 作曲

- 一 憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
あゝ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑む旗揚げ
力 力 中央 中央
- 二 情熱と力の若人が
精鋭こそりふるいたつ
あゝ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力 力 中央 中央
- 三 我らが誇り覇者の歌
燦たり栄光我が生命
あゝ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いざ勝どきを揚げんかな
力 力 中央 中央

—— 中央大学法曹会 ——

